

亀山市健康まちづくり計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 5 ~ R 8 年度														
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び、自殺対策基本法第13条第2項に規定する自殺対策について定める「自殺対策計画」を一体的に整理して策定している。														
目的・概要	健康都市「かめやま」の実現に向けて、健康づくりから医療分野における施策の総合的な展開や、生涯を通じて健康・医療の支援を切れ目なく提供できるよう、地域の実情に応じた施策など、様々な施策に取り組んでいる中で、改めて本市の進める健康都市政策を見つめ直し、新たなステージへの展開を志向するものである。														
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>施策大綱</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま</td> <td>1 健康都市の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 </td> </tr> <tr> <td>2 健やかな生活習慣の定着</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり </td> </tr> <tr> <td>3 疾病予防と重症化予防の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 </td> </tr> <tr> <td>4 地域医療体制の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 </td> </tr> <tr> <td>5 感染症対策の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応 </td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	施策大綱	施策の方向	みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま	1 健康都市の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 	2 健やかな生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり 	3 疾病予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 	4 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 	5 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応
基本理念	施策大綱	施策の方向													
みんなが生き生き 元気に暮らす 緑の健都かめやま	1 健康都市の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルスリテラシーの向上 ●健康につながる環境づくりと活動促進 													
	2 健やかな生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●食育の推進 ●歯と口腔の健康づくりの推進 ●こころの健康づくり 													
	3 疾病予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●健康の維持増進と疾病の早期発見 ●介護予防の推進 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 													
	4 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ●救急医療提供体制の充実 ●市立医療センターを核とした地域医療の深化 													
	5 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の予防推進 ●コロナ禍からポストコロナ時代への対応 													

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月にかめやま健康都市大学を創設し、のべ211名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。 ・アプリdeウェルネス推進事業として健康マイレージアプリを9月に公開し目標としていた登録者数を超える1,123名に登録いただいた。 ・受診率向上に向けてインターネット予約を導入した。ナッジ理論などを活用し受診勧奨を行った。 ・保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行い、運動・栄養・口腔等の健康教育を実施した。
成果	<p>本計画の個別の施策に紐づく具体的な各取組については、概ね順調に進めることができた。成果指標では、ナッジ理論を活用した受診勧奨などにより各種がん検診受診率が向上したほか、とりわけ、令和5年度からヘルスリテラシーの向上や健康づくり活動の促進のため、「かめやま健康都市大学」、「アプリdeウェルネス推進事業」については、様々な機会を捉えて周知を行いつつ、令和5年度から新規に取り組んだことで、市民の健康づくりに対する意識の向上を促すことに繋がり、どちらも当初想定していた参加者数を超えるなど、これらを含め全指標の約5割の指標において増加・改善傾向が見られた。一方、自分の体や日頃の生活習慣と向き合う機会となる「歯周病検診受診率(全体)」、「特定健康診査受診率」、「特定保健指導実施率」などの約4割の指標においては悪化が見られた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>全庁体制で健康・医療の分野において様々な対策を行ったことや、継続的な健康・医療事業活動を実施することはもとより、健康都市の実現に向けた新たな事業に着手したことにより、継続的な健康・医療事業活動を実施することで、市民のヘルスリテラシーの向上や主体的な健康づくり活動が促され、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与することができた。</p>



反省点・課題	<p>各取組の推進にあたっては、引き続き、場面を問わず社会全体健康に対する機運の醸成や環境づくりを進めるとともに、指標の達成度などからは、市民の健康への関心は二極化している傾向も見られることから、特に無関心の方や関心が低い方に関心を持ってもらえるよう、ターゲット層を絞り込む検証などを行い、効果的な手法を研究・検討し、各取組を工夫して実施していく必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>引き続き必要な施策に取り組むとともに、関係機関とも連携しながら、健康への無関心層の生活習慣の改善につながるような取組を進め、本市における健康づくりを一層推進する。</p>
--------	--

健康まちづくり計画 成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度					参考
		現状値 R3	実績値 R5	実績値 R6	実績値 R7	目標値 R8	
健都サポーターの育成人数(人)	健康政策課	—	64			200	
アプリdeウェルネス推進事業の延べ参加者数(人)	健康政策課	—	1,123			4,000	
学校給食における地場産物使用割合(%)	教育総務課	29.7	28.1			38.0	
市民を対象とした料理講習会の開催回数(回)	健康政策課	2	5			5	
3歳児健康診査で虫歯のない子どもの割合(%)	子ども総合支援課	87.7	91.7			90.0	亀山市3歳児健康診査
歯周病検診受診率(全体)(%)	健康政策課	9.5	8.3			15.0	亀山市歯周病検診
本市の自殺死亡率(人口10万対)	健康政策課	16.1	20.2			9.8以下	自殺の統計:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)
こころの健康づくり等に関する相談窓口の周知回数(回)	健康政策課	4	4			8	
妊娠中に喫煙した人の割合(%)	子ども総合支援課	1.2	0.4			0	
がん検診受診率(%)	健康政策課	胃がん					
		25.1	25.9			31.0	
		肺がん					
		25.9	26.2			27.5	
		大腸がん					
		24.9	26.8			26.0	
特定健康診査受診率(%)	市民課	37.3	29.7 (R6.3.31 現在)			65	亀山市国民健康保険被保険者
特定保健指導実施率(%)	市民課	27.8	19.7 (R6.3.31 現在)			60	亀山市国民健康保険被保険者
ちょこボラ実施団体数(団体)	地域福祉課	3	4			6	
地域リハビリテーション活動支援事業回数(累計)	地域福祉課	13	14			25	
かめやまホームケアネット延べ登録者数(人)	地域医療課	172	232			350	
救急搬送の受入率(%)	消防総務課	35.6	34.5			40	
救急医療の相談窓口の周知回数(回)	健康政策課	12	12			15	
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期接種率(%)	子ども総合支援課	97.8	96.8			現状維持	

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市の考え方の浸透と、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動の意識付けを図るため、体系的な学びと実践の拠点となる健康都市大学を創設し、その運営に取り組みます。	令和5年10月に「かめやま健康都市大学」を創設します。創設イベントを行い、市民に対し周知・啓発を行うとともに、健康・食・運動・健康都市の4つの分野のシリーズ講座を実施します。	【開校】 ・かめやま健康都市大学の創設に関する市民への周知 ・創設式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(10月~2月) ・令和5年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの位置付け検討	令和5年10月にかめやま健康都市大学を創設し、のべ211名の受講生が3つの選択コースに分かれて受講した。うち171名が修了し、64名の健都サポーターを輩出した。	順調	引き続き、かめやま健康都市大学の運営を行うとともに、健都サポーターの活動支援を行う必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学第二期の開校講座に関する市民への周知 ・スタートイベントの開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(7月~3月) ・令和6年度修了式の開催 ・健都サポーターの活用	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和7年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(5月~2月) ・令和7年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの活用	・かめやま健康都市大学の開校講座に関する市民への周知 ・令和8年度開校式の開催 ・「健康」「食」「運動」「健康都市」の4つのコース講座を開講(5月~2月) ・令和8年度修了式の開催 ・(仮称)健都サポーターの活用
① 健康文化の醸成	健康政策課 健康都市推進G	健康都市連合日本支部との連携を深めることで、先進的な取り組みを学びながら、本市の健康施策の充実に向けた研究を進めます。	WHOが提唱する健康都市とは、「健康を支える物的および社会的環境を創り、向上させ、そこに住む人々が相互に支えあいながら生活する機能を最大限に活かすことのできるように、地域資源をつねに発展させる都市」であり、この「健康都市」と呼ばれる概念を主軸とし、自治体とその他の機関から構成する健康都市連合日本支部の会員の間において、相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていきます。	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加	健康都市連合日本支部大会に市民団体とともに参加し加盟都市同士の交流及び知識習得を行った。また加盟都市と健康マイルージ景品を通じた地域間連携を実施した。プラネタリーヘルスの研究を行う大学教授によるプラネタリーヘルソンジウムに参加した。	順調	多くの健康づくりのキーパーソンとなる方に健康都市連合日本支部大会に参画を促し、加盟都市等と活動を共有することが必要である。また健康都市大学の分野拡大を視野に、健康都市を目指すためにプラネタリーヘルスを含み広い分野でのかわりが必要である。	継続	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・プラネタリーヘルスについての市民への周知	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加	・健康都市連合日本支部総会及び大会への参加(各自治体等の活動発表による知識習得及び交流) ・健康都市連合及び日本支部加盟自治体間の情報共有と交流 ・健康都市とSDGsをテーマとするセミナーへの参加
② 健康に関するトータルサポートの強化	健康政策課 健康都市推進G	健康に関する情報を市民のニーズに沿った提供が行えるよう、健康に関するポータルサイト「かめやま健康なび」の充実を図るとともに、LINEを活用した積極的な情報発信に取り組みます。	健康・食・運動などに関する情報を一元的に発信する健康ポータルサイト「かめやま健康なび」で積極的な情報発信に取り組みます。また、LINE公式アカウントでの通知や市広報紙で記事連載するなど多様な媒体を活用することで、より効果的な情報発信になるよう努めます。	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の整理 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・市公式LINEへの統合 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	健康ポータルサイト「健康なび」を定期的に更新したり、広報版「かめやま健康なび」を連載するなど、様々な媒体を通じた効果的な情報発信ができた。また市公式LINEへ移行を行い、より多くの対象者に発信ができるようになった。	順調	広報版「かめやま健康なび」などの連載内容をより充実したものとするため、保健師など専門職との更なる連携が必要である。	継続	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用	・健康ポータルサイトの運用 ・健康ポータルサイトの掲載内容の拡充 ・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイト等「かめやま健康なび」の周知啓発 ・広報版「かめやま健康なび」の活用
③ 健康教育の推進	子ども未来課 母子保健G	妊産婦とその家族が、健全な妊娠・出産・育児ができるようサポートするとともに、母子健康手帳交付時や母子保健教室等の機会を活用し、ライフステージに応じた健康教育及び健康相談等を行います。	妊娠の届出や各種教室の参加を促し、妊娠・出産子育てに関する相談に応じるとともに、必要な情報提供に努めます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	妊娠の届出時等に各種教室の案内を行った。また妊娠・出産子育てに関する様々な相談を受けるとともに状況に応じた情報提供に努めた。 ・母子健康手帳交付 345人 ・育児相談 386人 ・パパママ教室 35組 ・乳児全戸訪問 296人 ・離乳食教室 46人 ・2歳児歯科保健教室 105人 ・転入時ウエルカムサービス174人 等	順調	今後も妊娠の届出時等に孤立した子育てや育児ストレスを抱える人を拾い上げ、各種教室や育児相談など気軽に相談出来る場所があることを周知し、ニーズに応じた情報提供を行っていく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・育児相談 ・パパママ教室 ・乳児全戸訪問 ・離乳食教室 ・2歳児歯科保健教室 ・転入時ウエルカムサービス 等

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 健康教育の推進	子ども未来課 母子保健G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	園や子育て支援センターと連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めていきます。	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	関係機関と連携し、年齢や季節等に応じた情報提供に努めた。 ・子育て支援センターでの健康教育(ほっほクラブ) 20組 ・離乳食教室 46人 ・妊婦教室 28人	順調	今後も、継続し園や子育て支援センターと連携し情報提供を行う必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等	周知啓発の実施 ・子育て支援センターでの健康教育 ・離乳食教室 ・妊婦教室 等
③ 健康教育の推進	学校教育課 教育支援G	乳幼児・学童期から、子どもたちが健康に関する知識を身に付け健康の大切さを学び、ライフステージに合わせた望ましい生活習慣の実践に取り組めるよう、園や学校等と連携した健康教育の充実を図ります。	学活・家庭科・ほけん・保健体育等の授業を通じて健康に関する知識を高める。	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	教育活動全体において生活習慣の指導や学級活動、家庭科、保健、保健体育科の学習においては、年間を通じて健康の大切さを学ぶ授業を行うよう指導資料の提供を行った。	順調	児童生徒の家庭での生活習慣の変化など様々な意見に対応する授業展開や指導等を研究していく必要がある。	継続	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施	各授業で健康についての大切さを学ぶ授業の実施
③ 健康教育の推進	健康政策課 健康都市推進G	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	子供・若者が自ら心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることで、生涯に渡って健康の維持・向上に取り組めるよう、健康に関する様々な情報をインターネットやSNSを用いて発信します。また、若い世代の目に止まるような効果的なチラシ等を作成し、二十歳の集いなど若い世代が参加するイベントで配布することで、若年層の健康への関心度の向上に取り組めます。	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	LINE公式アカウントでの情報発信や健康ポータルサイトで様々な媒体を通じた情報発信を行った。健康都市大学創設記念イベントなど若年層を含む多数の来場者が見込めるイベントでチラシを配布した。	順調	引き続き若年層への情報発信を様々な媒体で行うことが必要である。	継続	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布	・LINE公式アカウントでの情報発信 ・健康ポータルサイトでの情報発信 ・若年層を対象としたイベントでのチラシ等配布
③ 健康教育の推進	健康政策課 健康づくりG	若い世代が、生活習慣病の予防や早期発見のための正しい情報をもとに自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や啓発活動を充実します。	健康づくりのてびきや広報等へ、生活習慣病の予防や自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように、情報発信や普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。	順調	さらに、若い世代の多くの人にとって自身の健康づくりに取り組むきっかけとなるように健康づくりのてびきや広報等を通じて情報発信、普及啓発を行っていく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
④ 読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課 子育てサポートG	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布(ブックスタート事業)や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	ブックスタート事業として絵本の無料配布を実施し、その案内に市での絵本に親しむための取組みを紹介します。	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	ブックスタート事業として絵本の無料配布を年307冊配布。ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターでの読み聞かせイベントや図書館サテライト等のイベントの紹介を行った。	順調	保護者と乳幼児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発するには継続した取り組みが必要である。	継続	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介	・ブックスタート事業の実施 ・ブックスタート事業案内に地域子育て支援センターや図書館での読書に関するイベントを紹介
④ 読書を通じた豊かな心づくり	子ども未来課 母子保健G	乳幼児期から本に親しむことができるよう、絵本の無料配布(ブックスタート事業)や乳児全戸訪問等で、保護者と乳児・幼児に対し絵本の読み聞かせの大切さを啓発します。	赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝える機会とします。	乳児全戸訪問時での啓発	助産師・保健師から赤ちゃん訪問や新生児訪問時にブックスタートパックの引換券を直接渡し、絵本の読み聞かせの大切さを伝えることが出来た。296人	順調	赤ちゃんの親世代の本に対する考え方がこれまでとは異なることが考えられるため、今後も継続し助産師・保健師から直接伝えることが必要である。	継続	乳児全戸訪問時での啓発	乳児全戸訪問時での啓発	乳児全戸訪問時での啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (1)ヘルスリテラシーの向上

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
④ 読書を通じた豊かな心づくり	学校教育課 教育支援G	保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやまファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組みます。	保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校において、引き続き「かめやまファミリー読書リレー」「かめやま読書チャレンジ」に取り組み、読書を通じて、豊かな心を育む。	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	市内公立幼稚園4園と小学校11校において「かめやまファミリー読書リレー」の継続した取組と市内保育園、幼稚園、認定こども園の3歳児、小学校全学年を対象に「かめやま読書チャレンジ」に継続した取組を行った。	順調	「ファミリー読書リレー」のリレー本の更新が必要である。また、「かめやま読書チャレンジ」は高学年の取組が少ないことが課題となっている。	継続	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組	・「かめやまファミリー読書リレー」の継続取組 ・「かめやま読書チャレンジ」の継続取組
④ 読書を通じた豊かな心づくり	図書館	読書を楽しみながら、豊かな暮らしを送れるよう、新図書館の機能を活用した取り組みを進めます。	図書館を知ってもらい、本に対しての興味を持ってもらうために、図書館イベントの開催や職場体験等の受入を積極的に行う。また、開催時等において、本等の情報の紹介活動を行い、本に親しむ機会を提供する。	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	保育園・幼稚園を訪問し、絵本の読み聞かせ、手遊びを開催し、絵本に興味関心を持ってもらうことができた。 実施回数：18回 行政連携や市民活動団体との共催イベントを開催し、関連図書展示等を行い、本に親しむ機会を提供することができた。	順調	子ども向けのイベント開催の割合が多く、大人向けの内容の企画をする必要がある。周知方法について、再考し、周知拡大に努める必要がある。	継続	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心につなげる機会の提供	・図書館職員によるよみかせ会などの開催 ・図書館や読書への興味関心に繋げる機会の提供

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	市民一人ひとりがやりがいをを持って健康づくりに取り組めるよう、スマートフォンアプリを活用したアプリ de ウェルネス推進事業に取り組みます。	県が実施する三重とこわか健康マイレージ事業と連携した「かめやま健康マイレージ事業」参加者の6割が高齢者層であり、若年層(20~40歳代)の参加が乏しいことから、ウォーキングなどを行うことで自動的にポイントが付与されるスマートフォンアプリケーションを活用した施策へと転換を図り、利用者一人ひとりが健康習慣を実践できる環境を構築します。また、併せて事業者の健康経営を支援する制度を構築することで、幅広い世代への事業参画を図り、市全体の健康意識の向上等へつなげます。	【アプリ契約期間1/3年】 ・令和5年9月1日からApp Store及びGoogle Playストアにてアプリを公開 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の構築及び周知	アプリ de ウェルネス推進事業として健康マイレージアプリを9月に公開し目標としていた登録者数を超える1,123名に登録いただいた。シルバー人材センターと協力してまちづくり協議会や高齢者への登録説明会を実施し市民への周知を行った。健康経営支援制度の制度設計を行い令和6年度の実施に向けた調整を行った。政策間連携を行い他部署の行事等でアプリ内ポイント付与を行った。	順調	さらなる利用者増を目指し、広く周知を行うとともに、アプリ内コンテンツの充実や健康経営支援事業を増やすことによる若年層の利用促進などを進める必要がある。景品の充実とともに地域通貨の導入を含む機能拡大の検討を関係部署と行う必要がある。	継続	【アプリ契約期間2/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・まちづくり協議会やシルバー人材センターなどと協力し、市民へ周知 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の実施 ・アプリ de ウェルネス推進事業の検証及び今後の方向性の決定	【アプリ契約期間3/3年】 ・アプリを活用したウォークラリーや各種イベントの実施 ・他部署との政策間連携の実施 ・健康経営支援制度の実施 ・アプリ de ウェルネス推進事業の検証及び今後の方向性の決定	・令和7年度に検証し、決定した方向性のとおり新たな展開の実施
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 スポーツ推進G	市民の身近な運動機会の確保を図るため、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員と連携し、健康づくりのためのスポーツ活動を支援します。	総合型地域スポーツクラブや亀山市スポーツ協会が実施する事業を広報支援することにより市民の運動機会の確保を図る。また、スポーツ推進委員と連携し、ニュースポーツ大会や市民体カテストを実施する。	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	市民体カテストを5/13、6/23、10/9に実施し、それぞれ、57人、37人、88人の参加があった。また、ニュースポーツ大会を6/10、12/3に開催し、それぞれ、37人、20人の参加があった。 総合型地域スポーツクラブについては、広報かめやまへの会員募集掲載依頼、イベント周知の掲載依頼を行い、市民の運動機会の確保を図った。	順調	市民体カテストについては、リピーターが増えつつあり、一定程度の参加者が見込めるようになった。一方で、ニュースポーツ大会については、参加者数が伸び悩んでいることから、誰もが参加しやすい周知方法の検討が必要である。	継続	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援	・市民体カテスト、ニュースポーツ大会の実施 ・総合型地域スポーツクラブの会員募集、イベントの広報支援
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	新型コロナウイルス感染症や新興感染症等に負けない体づくりのため、健康的な生活習慣に取り組めるよう進めます。	健康づくりのてびきや広報等へ、健康的な生活習慣に取り組めるような内容を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通じて健康づくりに関する情報発信を行った。また、健康教室の際に普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて健康的な生活習慣に取り組めるような知識や情報を周知していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 市民の主体的な健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	身体活動や運動、運動習慣の大切さを普及啓発します。	健康づくりのてびきや広報等へ、運動習慣の大切さについて掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さについて普及啓発を行った。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報、健康教室を通じて運動習慣の大切さを普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信	健康づくりのてびき、広報等での情報発信
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康づくりG	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座や学習会を実施することで、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	地域まちづくり協議会や自治会などの地域と連携し、保健師等の専門職による講座等を実施し、地域主体の健康づくりへの支援を行います。	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	保健師が担当地区で出前講座を実施し、フレイル予防の講話や健康づくりに関する講話を実施した。	順調	引き続き、担当地区に向き出前講座を実施し、地域主体の健康づくり活動を把握し、支援していく。	継続	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施	出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 1 健康都市の推進

施策の方向 : (2)健康につながる環境づくりと活動促進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域における健康活動への支援	健康政策課 健康都市推進G	地域の健康活動への参加者と健康都市連合日本支部の大会へ参加するなど、先進的な取り組みを行う他の健康活動を学ぶことで、地域主体の健康づくり活動を促進します。	自治体とその他の機関から構成され、WHOが提唱する健康都市を実現するために会員間の相互交流を行うことで、様々な健康問題の課題解決を図っていく健康都市連合日本支部の大会(毎年開催)へ参加します。 また、大会において他の団体が行っている健康活動の取り組みなどを学び、より良い取り組みにおいては自身の団体へ反映させるなど地域の健康づくり活動の活性化を図っていきます。	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	健康都市連合日本支部大会にまちづくり協議会代表者や食生活改善推進協議会会員とともに参加し、加盟都市と知識習得及び交流を行った。	順調	健康都市の実現に向け、多くの健康づくりのキーパーソンとなる方に企画を促し、地域と健康都市連合の活動を共有することが必要である。	継続	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流	・健康都市連合日本支部大会への参加 ・各自治体や市民団体等の活動発表による知識習得 ・健康都市連合日本支部加盟自治体の関係市民団体との情報交換や交流
③ 自然と健康を意識できるまちづくりの推進	健康政策課 健康都市推進G	職員の健康都市への理解を高めることで、誰もが自然と健康活動を取りやすくなるような事業推進に努めます。	WHOが提唱する「健康都市」を実現するには、身体健康増進だけを目的に置くのではなく、市の複数の政策を相互に関連づけて効果を発揮することが不可欠であるため、職員の健康都市の考え方の理解を深める取り組みを実施していきます。	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・スマートフォンアプリケーションを活用した政策間連携の実施 ・幹部研修の実施 ・職員研修の体系化協議	健康都市大学や創設イベントについては、経営会議や庁内掲示板で職員向けに周知を行い、職員の受講につながった。また健康都市に関する大学教授による幹部職員向けの研修を行った。 またアプリのポイント付与や景品交換などの政策間連携を実施し、職員の健康都市への考え方の理解を深めることができた。	順調	職員の健康都市の考え方の理解を深めるため、新規採用職員向け研修の実施や体系化を検討する必要がある。	継続	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施	・かめやま健康都市大学開講講座の職員への周知 ・かめやま健康都市大学健康都市コースへの職員の受講 ・他の政策目的を持つ部署との連携調整 ・新規採用職員研修の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子育てサポートG	保育所、幼稚園、認定こども園で「生活習慣チェックシート」を活用し、「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、運動習慣が身につくよう取り組むとともに、旬の食材の情報発信を「かめや子育てLINE」等を通じて行い、幼少期からの食育を推進します。	三重県が実施する「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を保育所、幼稚園、認定こども園において実施し、「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピを情報発信します。	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	保育所、幼稚園、認定こども園において、三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を年3回実施し生活習慣の定着を図った。「かめや子育てLINE」による旬の食材情報やレシピの情報発信を年5回発信し幼少期からの食育の推進を図った。	順調	基本的な生活習慣の定着のためには継続した取り組みが必要である。令和6年4月からは「亀山市公式LINE」を活用し、情報発信を行っていく。	継続	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信	・三重県の「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の実施(年3回) ・「かめや子育てLINE」による旬の食材の情報やレシピの情報発信
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びと実践の機会を通じて、家庭や地域での「食育」の普及啓発を行います。	広報やホームページでの情報提供や料理教室などの食に関する学びの場を提供し、家庭や地域での「食育」の普及を行う。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	6月の食育月間に合わせて広報にて食育についての記事を掲載した。市民伝達講習会を5回実施、計93人の参加があり、食育の普及ができた。	順調	引き続き、情報発信や食育の機会の提供を行い、食育の普及啓発を行っていく。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・料理教室での食育の啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	食育月間(6月)や食育の日(毎月19日)の機会を捉え、市の広報やホームページなどの媒体を活用した情報周知や、料理教室などの食に関する学びと実践の機会を通じて、家庭や地域での「食育」の普及啓発を行います。	給食・食育だより等の定期的な発行や保護者会等の場を活用し、啓発を図っていく。	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等のを年3回発行し、家庭での食育の啓発を図った。 ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発を図った。	順調	・家庭における食育の普及啓発を図るために、食育・給食だより等を活用した啓発を定期的に継続していく必要がある。	継続	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発	・給食・食育だより等の発行(年3回) ・保護者会等で家庭における食育の普及啓発
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	学校教育課 教育支援G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	各校で、「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等を行い、児童生徒の食育推進を行う。	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	学級活動、生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に食育の指導を位置付けさせた。	順調	学校の地域性や特色に応じた食育を行っていく必要がある。	継続	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施	各校における「生活科」「総合的な学習の時間」と連携した食育の授業等の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子ども総務G	園や学校において、保護者へのたよりや「生活科」「総合的な学習の時間」、地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや子育て世代に対する「食育」やその大切さに関する意識啓発に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食べることの楽しさや基本的な食事のマナーなどについて学ぶことにより、「食育」の大切さの意識付けを行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	保育所等における給食(昼食・間食)を通じて、共食の楽しさや食事マナーを知るなど、食育の推進に努めた。毎月発行する食育だよりにて保護者に情報提供することで、食育の推進を図った。	順調	食育の重要性について意識付けを行うためには継続した取り組みが必要である。	継続	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行	・指導計画に基づく、各年齢児に応じた食習慣形成のための意識啓発 ・保護者への食育だよりの発行
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	健康政策課 健康づくりG	正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組みます。	料理講習会で、健康づくりのためのレシピを紹介するとともに、食を通じた健康づくりに関する機会を提供する。	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	8月にファミリークッキング実施した。大人11人子ども17人の参加があった。正しい食生活についての普及啓発や生活習慣病の予防等、関係機関と連携し、食を通じた健康づくりに取り組んだ。レシピはホームページで情報発信を行った。	順調	幼少期からの食習慣の形成を図るために、料理講習会を活用した食育の推進を継続していく必要がある。	継続	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信	・ファミリークッキングの実施(小学生とその親を対象 8月実施) ・ファミリークッキングについてホームページ等での情報発信

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1)食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	教育総務課 保健給食G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	栄養教諭等及び管理栄養士が、食物アレルギーをもつ児童の保護者と、定期的な面談を行う。また、必要に応じて、毎月の献立の食材等を確認しながら、給食の提供を行う。	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	食物アレルギーをもつ児童及び生徒の保護者と、定期的な面談を実施し、安全安心な学校給の提供を行った。	順調	食物アレルギーを有する児童生徒への除去食対応について、対象児のアレルゲンや献立の組み合わせにより、家庭弃当の持参もお願いすることがあり、保護者の理解が必要となる。	継続	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施	栄養教諭等及び管理栄養士による食物アレルギーをもつ児童の保護者との定期的な面談の実施
① 健康な体をつくる幼少期からの食習慣の形成	子ども未来課 子ども総務G	園や学校において、食物アレルギーについての保護者からの相談に応じ、必要な対応に取り組みます。	保育所等における給食やおやつを通じて、幼少期から、食習慣の形成など食育の推進を図ります。また、食物アレルギーのある園児の給食については、個々に応じた食物アレルギー対応食の提供を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	食物アレルギーのある園児について、医師の記載した管理指導票に基づき、個々に応じた対応食（除去食又は代替食）の提供を行った。市ホームページにて食育だりりの掲載や使用食材の産地を公表するなど、情報提供を行った。	順調	健康的な食習慣を形成するためには幼少期から継続した意識啓発が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供	・指導計画に基づく各年齢児に応じた食習慣の形成などの食育の推進 ・給食内容等に関するホームページでの情報提供
② 食文化の継承	環境課 廃棄物対策G	家庭や飲食店などに対し、食品ロス削減につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討・実施します。	10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報かめやまやマイタウンかめやま等にて啓発活動を行う。令和4年10月1日にサービスを開始している「タベスケ」の周知を行う。	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせて、広報かめやまやマイタウンかめやま等にて啓発活動を行った。食品ロス削減に係る図書館展示を行った。	順調	広報の啓発内容等がマンネリ化しないよう、内容等を工夫しながら、今後も効果的な意識啓発や情報提供を行っていく。 食品ロス削減月間以外に、食品ロス削減の啓発（忘年会、節分（恵方巻）等）も検討する。	継続	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発	10月の食品ロス削減月間に合わせた広報等での周知啓発
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などで触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	・関係団体への支援（補助金）	亀山市食生活改善推進協議会に対して補助金として支払った。	順調	補助金の対象経費の執行が適正かどうか判断し、今後も交付する必要がある。	継続	・関係団体への支援（補助金）	・関係団体への支援（補助金）	・関係団体への支援（補助金）
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	ホームページ等で、市民農園の周知や利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導により、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めます。	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	ホームページで利用者の募集を行い、令和5年度末では50区画全てが利用された。またインストラクターの営農指導も計12回実施され、野菜づくり技術の普及を図ることで、食への関心を高めることができた。	順調	引き続きホームページ等での募集を行うとともに、インストラクターによる営農指導を行う。	継続	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導	・ホームページ等による周知 ・インストラクターによる営農指導
② 食文化の継承	学校教育課 教育支援G	若者や女性を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の継承につなげます。	小中学校において、生活科や理科等の教科や総合的な学習の時間などの学習活動において、年間を通じて計画的に食物生産体験を行い、食文化への興味関心へつなげていく。	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	生活科や理科、総合的な学習の時間において、農作物の生産やお茶摘み体験、米づくり体験学習等を年間指導計画に位置づけさせ、取組状況の把握を行った。	順調	農作物の栽培や体験活動を行う場所や地域人材が減少してきており、活動の場を設定することが困難な状況となっている学校もある。	継続	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握	・各教科や総合的な学習の時間における食物生産体験活動の取組状況の把握 ・各学校における食文化に関連した取組状況を把握

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	給食等での地場産品の活用や、農産物等の販路拡大などの生産者支援を通じて、地域の食文化の継承につなげます。	かめやまっ子給食に地場産品や旬の食材を活用し、地域の食に親しむ機会を提供します。	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	令和5年度は計23回かめやまっ子給食へ亀山産の食材の提供を行った。	順調	引き続き、亀の市と連携し、かめやまっ子給食へ亀山産の食材を提供する。	継続	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)	亀の市に情報提供(作物品目や食材量、納品日)
② 食文化の継承	教育総務課 保健給食G	学校給食への地元の農産物の利用を促進します。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の提供を行う。	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回実施した。	順調	天候不良等による野菜の不足により、予定していた食材が使用できなかったり、予定数量の確保が困難になることがある。	継続	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)	「かめやまっ子給食」の実施(年22回)
② 食文化の継承	健康政策課 健康づくりG	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	広報やホームページにて関係団体の取り組みを紹介し、発信を行います。	広報等での情報発信	亀山市食生活改善推進協議会による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行った。	順調	引き続き、亀山市食生活改善推進協議会の取り組みや活動を情報発信していく。	継続	広報等での情報発信	広報等での情報発信	広報等での情報発信
② 食文化の継承	農林振興課 農林政策G	関係団体による取り組みや活動状況について、市のホームページや広報媒体を通して、広く情報発信を行います。	関係団体の取り組みや活動状況を情報発信することで、食文化の継承に繋がります。	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	令和5年10月21日に4年ぶりに中の山パイロットにて第25回青空お茶まつりを開催できた。開催にあたり、市広報、ホームページ、Facebookで情報提供を行い、多くの方に来場いただいた。	順調	R6年度の開催に向け、引き続きホームページ等で情報発信を行う。	継続	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)	「青空お茶まつり」等イベント等の情報発信(市のホームページや広報媒体等)
② 食文化の継承	環境課 廃棄物対策G	ICTを活用した食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタスケ」の利用を促進し、市民・事業者・行政が連携して食品廃棄物の発生を抑制するための仕組みづくりを行います。	令和4年10月1日にサービスを開始したが、市内協力店舗が少なく、協力店の確保が難しいため、定期的に広報やケーブルテレビ等での周知、店舗訪問や呼びかけを実施することで、課題解決に向けて取り組む。また、システムについては引き続き、自治体ページの管理を適切に行う。	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	広報かめやまやマイタウンかめやま等における、食品ロス削減に係る啓発活動の中で、食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタスケ」の周知を行った。	順調	協力店の登録数が少ないことから、市内食品小売店及び飲食店へサービスの周知を引き続き行うとともに、市民や店舗にとって本当に必要なサービスであるかの検討を行う。	継続	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討	定期的な広報活動や店舗訪問の実施など協力店拡大に向けた手法の検討
③ 民間事業者や研究機関との連携による食を通じた健康づくり	健康政策課 健康づくりG	べにふうき茶等の機能性食品の活用など食に対する意識啓発を行い、市民の食生活改善を促進します。	食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う際、機能性食品等を活用する。	料理講習会等において機能性食品等を活用	健康づくりのための料理講習会を5回、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知した。	順調	引き続き、食を通じた健康づくりについて周知啓発を行う機会を設け機能性食品等についても周知していく。	継続	料理講習会等において機能性食品等を活用	料理講習会等において機能性食品等を活用	料理講習会等において機能性食品等を活用

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (1) 食育の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 民間事業者 や研究機関 との連携に よる食を通 じた健康づ くり	健康政策課 健康都市推 進G	民間研究機関などと連携し、機能性食品を活用した健康週間づくりの研究に取り組むとともに、研究成果を生かした事業展開を目指します。	民間研究機関等との連携を構築し、機能性食品の研究等に参画します。 また、地域課題を明らかにしながら、研究から導き出された食の持つ健康機能を市民の健康維持増進に繋げるための新たな事業の調査・研究を行います。	・セルフケアフード協議会加入 ・健康関連団体との連携構築 ・健康関連団体への参画	食による健康長寿社会の実現を目指すセルフケアフード協議会へ自治体特別会員として加入し、機能性食品を活用した事業を行うための打ち合わせや意見交換等の検討を行った。また健康都市大学で機能性食品をテーマにした講座を実施し、知識普及に寄与した。	順調	機能性食品を活用した事業を始めるため、引き続き検討・調整を行う必要がある。	継続	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究	・健康関連団体との連携 ・健康関連団体への参画 ・地域課題の調査 ・新たな事業の調査・研究

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (2) 歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課 母子保健G	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔・嚥下機能の発達など口腔ケアの重要性について啓発を行います。	母子健康手帳交付時や母子保健教室教室などの機会を捉え、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について啓発を行います。	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	母子健康手帳交付時や各種教室などで、妊婦や乳幼児の歯科健康診査や口腔ケアの重要性について指導及び周知啓発を行った。 ・妊婦歯科健康診査 114人 ・妊婦教室 28人 ・1歳6か月児健康診査 367人 ・3歳児健康診査 375人 ・2歳児歯科保健教室 105人等	順調	今後も様々な機会を利用し、正しい知識及び歯の健康の重要性について理解を深める事が出来る様、分かりやすく、興味を持ってもらえるように工夫し、情報提供を行っていく必要がある。	継続	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等	啓発の実施 ・妊婦歯科健康診査 ・妊婦教室 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科保健教室等
① 歯と口腔の健康づくりの推進	健康政策課 健康づくりG	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を啓発します。	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	検診周知時に歯周病予防の重要性について啓発した。また、8020推進月間には健康教室で口腔ケアについて周知した。	順調	引き続き、歯と口の健康について広報や健康教室を通して周知啓発していく。	継続	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発	成人保健事業を通じて、歯と口腔の健康の重要性を周知啓発
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課 保健給食G	歯の健康に関する正しい知識の定着を図るため、「よい歯の児童生徒の審査並びに表彰」及び「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施します。	よい歯のコンクールを実施する	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	R5.6.4~R5.6.10「歯と口の健康習慣」に合わせて、「よい歯のコンクール(よい歯の部、図画・ポスターの部)」を実施し、歯と口の健康に関する図画・ポスターを、市庁舎等に展示した。	順調	展示パネルを多団体から借用する必要がある。 新聞報道によりコンクール入賞者の氏名が公表される場合がある。	継続	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示	歯の週間に歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールを掲示
① 歯と口腔の健康づくりの推進	教育総務課 保健給食G	「ほけんだより」を通じて歯の健康の大切さを周知するとともに、歯科検診により早期発見、早期治療をすすめます。	「ほけんだより」を通じて歯の健康の大切さを周知し、歯科検診後には結果の通知を行い、早期治療を進める。	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・各学校の「ほけんだより」で歯の健康についての周知を行った。(各学校1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知した。	順調	歯科検診の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知	・「ほけんだより」で歯の健康の大切さについての周知(年1回以上) ・歯科検診の結果を保護者へ通知
① 歯と口腔の健康づくりの推進	子ども未来課 子ども総務G	保育の中で歯磨きの習慣を身につけさせ、年齢に応じた歯磨き指導を行います。	保育所等において、幼少期から、手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、歯磨き指導を行います。	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	保育所等において、保育の中で手洗い、うがいなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、年齢に応じた歯磨き指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導が必要である。	継続	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導	・指導計画に基づく各年齢児に応じた生活習慣や歯磨きの指導
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課 高齢者支援G	亀山歯科医師会や介護予防事業所等との関係機関と連携し、高齢者の口腔機能向上にむけて介護予防教室等の利用促進に取り組みます。	高齢者の口腔機能向上に向け、口腔機能低下を予防・改善するプログラム等を提供する介護予防教室を行い、教室の利用促進に取り組みます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護事業所等と連携し、口腔機能低下予防についてのプログラムを提供する介護予防教室を開催した。	順調	口腔機能低下を予防するため、引き続き教室を開催し、周知啓発していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催・周知啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (2) 歯と口腔の健康づくりの推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 歯と口腔の健康づくりの推進	地域福祉課 高齢者支援G	医療専門職が通いの場等で、オーラルフレイル(加齢に伴い口腔機能が虚弱な状態)予防の普及啓発に努めるとともに、オーラルフレイルの対応が必要な人を把握し、必要なサービス等へ繋がります。	亀山市社会福祉協議会が実施するふれあい・いきいきサロン事業の助成決定団体に対し、専門職を派遣し、口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発に努めます。	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行った。 理学療法士 4回 管理栄養士 3回 薬剤師 3回 作業療法士 4回	順調	さらにサロンへの周知に努め、市民のニーズに合った企画を創設し、事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携したサロン団体へ講師の派遣 ・口腔ケアやオーラルフレイル予防の普及啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	健康教室等の機会や市の広報・ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、定期的な歯周病検診や予防措置の重要性について、意識啓発に取り組みます。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	健康づくりのてびきや広報、ケーブルテレビ等により歯周病検診について周知した。	順調	さらに若い世代にも歯周病検診や歯周病予防の重要性について周知していく。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・健康教室、ケーブルテレビ等で歯周病検診や予防措置の重要性についての周知啓発
② 歯周病検診の受診率向上	健康政策課 健康づくりG	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用して周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	歯周病検診の受診率向上を図るため、未受診者への再勧奨通知や市の広報等を利用して周知を行うとともに、亀山歯科医師会との連携のもと、節目年齢での無料検診を進めます。	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	節目年齢での無料検診を行い、受診率向上に向けて秋ごろに歯周病検診未受診者に対して再勧奨を行った。	順調	前年度より、受診率が低下しているため、受診率向上に向けてさらなる普及啓発を行っていく。	継続	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信	・未受診者への再勧奨通知 ・健康づくりのてびき、広報等での情報発信
① 生活困窮者及び無職者・失業者の支援	地域福祉課 福祉総務G	経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民の個々のニーズに応じて、亀山市相談支援包括化サポート会議を活用し、包括的な支援を早期にかつ適切に行います。	社会福祉法に基づく、支援会議・相談支援包括化サポート会議を開催しつつ、必要に応じて担当者会議を開催することにより、世帯全体の支援の方向性を示したトータルケアプランの作成・管理を行っていく。	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	新規相談65件を受け付け、複合的な福祉課題を抱えた世帯の情報関係を関係機関と共有する場として、担当者会議(28回)を開催し、支援方針の協議を行う支援会議・相談支援包括化サポート会議を12回開催した。また、世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを15件作成し、継続的な支援を行った。	順調	支援対象世帯の中には、一般就労に至れない方が顕在化しているため、就労準備に関する支援体制づくりが必要である。	継続	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催	・支援会議・相談支援包括化サポート会議の開催
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	共通の生きがいや楽しみを見つけ、高齢者と地域とのつながりを持てるよう、介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動など通いの場づくりに取り組めます。	地域の仲間づくりや生きがいづくりを行う老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、介護予防教室の開催に努めます。	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護事業所等と連携し、さまざまなプログラムの教室を開催し、高齢者の社会参加を促進した。	順調	市民のニーズに合った教室を開催し、さらに周知啓発していく必要がある。	継続	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援	介護予防事業所等と連携した介護予防教室の開催 ・老人クラブ活動、サロン活動などの通いの場の開催支援
② 高齢者の支援	地域福祉課 高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して介護者の居場所づくりを推進するため、介護者同士が集う場を提供します。	介護者が不安や悩みを抱え込み介護離れにつながるよう「介護者のつどい」を開催し、リフレッシュできるようなプログラムを取り入れて、参加者の心理面を支援します。	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携し、つどいを3回開催した。講演後、講師を含め、参加者同士の交流会を行い、介護者の気分転換や負担軽減に努めることができた。	順調	引き続き介護者のつどいを開催し、介護者が不安や悩みを抱え込まないようリフレッシュできるプログラムを考える必要がある。	継続	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)	包括支援センターと連携した年間3回介護者のつどいの開催(年3回)

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (3) こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 高齢者の支援	地域福祉課 福祉総務G	民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)との連携強化に取り組みます。	民生委員・児童委員等が発見・把握した地域の福祉課題を集約する支援体制について、市と社会福祉協議会とが一緒に継続的な周知を行っていく。また、CSWとの連携強化に向け、事業実績に基づき、発展的に事業の充実・強化を図っていく。	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	市とCSWが連携し、民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会(福祉委員)をはじめ、市の相談窓口を有する部署(建築住宅課、環境課、上下水道課など)に複合的な課題を抱えた世帯をつなぐ「つながるシート」の周知を行った。また、CSWの事業実績をまとめ、地域福祉推進委員会に報告した。	順調	民生委員・児童委員や地域まちづくり協議会(福祉委員)をはじめ、支援関係機関や市関係部署など、担当者が毎年変更になる場合があるため、継続的な事業周知が必要である。また、事業実績を分析し、専門職等による評価を継続する必要がある。	継続	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析	・民生委員・児童委員等に対する継続的な事業周知 ・CSWの事業実績の分析
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課 母子保健G	子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心とした「TEAM-SUKUSUKU」の体制のもと、関係機関同士の顔の見える関係づくりと切れ目のない支援を行うとともに、一層の連携強化に向けた「子ども家庭センター」の設置に取り組みます。	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない包括的な支援を行います。	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	子ども家庭センターの設置に向けた取組みを行い、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない包括的な支援を行った。また、令和5年度から電話や面談による妊娠8か月相談を始め、妊娠期・出産についての不安の軽減や安心に繋げることが出来た。子育て応援給付金(めばえ346件 あおば251件)、妊娠8か月相談(10人)(子ども家庭センターR6.4.1設置)	順調	子ども家庭センターの開設により、子育てコンシェルジュの設置について、気軽に相談できることを広く周知する必要がある。また今後も併走型相談支援及び経済的支援を実施し、個々が抱える子育て中の不安やストレスについて適切な案内ができるよう努め、多様なニーズに応じた相談機会の提供を行っていく必要がある。	継続	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供	妊娠届け出等の機会に得た情報を基にした妊娠・出産・子育てに関する相談機会の提供
③ 子ども・若者及び女性等の支援	子ども未来課 母子保健G	妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋がります。	妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談やアンケートを通じて、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、様々なニーズに合わせて必要な支援に繋がります。	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時等に面談・アンケートを行い、妊産婦の悩みや心配事等の相談に応じ、状況やニーズに合わせて必要な支援に繋ぐことが出来た。 ・母子健康手帳交付時の面談 345人 ・妊娠8か月頃アンケート実施 10人 ・乳児全戸訪問 296人 ・育児相談 386人	順調	今後も継続して、悩みや不安の解消に向け、面談やアンケートを通じて把握し、必要な支援に繋げていく必要がある。	継続	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等	個々の相談・ニーズの把握 ・母子健康手帳交付時の面談 ・妊娠8か月頃アンケート実施 ・乳児全戸訪問 ・育児相談 ・随時の相談支援 等
③ 子ども・若者及び女性等の支援	生涯学習課 社会教育G	引きこもりやニートの青少年が抱える様々な課題に対し青少年総合支援センター支援員による面接相談や電話相談を実施します。	青少年総合支援センターに支援員を配置し、若者の日常生活や就労に関する悩みの相談を受けるなど、相手の状態や個性に合わせたカウンセリングによる支援を継続していきます。加えて、複合的な問題を抱える相談者に対して、包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築していきます。	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・予防の観点から悩みを抱える青少年を早期ケアに繋げるためのネットワークの強化	公認心理士資格を有している支援員2名による不登校・ひきこもりに関する問題等の相談実績について、面談相談または電話相談(メールを含む)68件(本人49件、家族15件、その他4件)、相談後にセンターで処理したものは3件、関係機関への引継ぎは10件、継続相談55件となったところである。	順調	青少年自立支援に関して「どこまでするのか」を課題とし、引きこもりやニートの状態にあるなど現時点で支援を必要とする対象者の把握ができていない。 「青少年の健全育成」という教育的観点を大きく超え、従来の相談業務だけでは対応できなくなってきたため、福祉分野との連携の必要性が高まっている。	継続	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・相談に来られた若者に必要な時に、就学や就労につけ目のない支援を実現するため、福祉部局との連携方法について検討	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、横断的且つ切れ目のない支援を実施するため、福祉部局との連携方法について検討	・青少年総合支援センター支援員による面接相談及び電話相談の継続実施 ・複合的な問題を抱える若者に対して、予防含む包括的な支援を実施するための体制を学校や福祉部局と連携のうえ構築
③ 子ども・若者及び女性等の支援	学校教育課 教育支援G	生活困窮世帯など家庭の実情に応じ、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行います。	生活困窮世帯など家庭の実情に応じ、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行います。	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	3つの中学校区においてそれぞれ学習教室を開催できた。年間のべ171回開室。定期的なコーディネーター会議を開催し、学習教室の様子を情報共有できた。	順調	参加対象者に対して、まだ、参加していない児童生徒がいるので、引き続き継続して家庭への啓発が必要である。	継続	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有	・3つの学習教室の開催の充実 ・コーディネーター連絡会等で学習教室の様子の情報共有

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 2 健やかな生活習慣の定着

施策の方向 : (3) こころの健康づくり

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
④ 生きることの促進要因への支援	健康政策課 健康づくりG	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や市の相談窓口の周知を行います。	必要な人への支援が届くように、こころの健康づくり、命の大切さに関する情報や相談窓口の周知を行います。	広報等で相談先等の情報発信	健康づくりのてびきや広報等により相談先について周知を行った。また、ホームページで心の体温計について掲載した。	順調	引き続き、健康づくりのてびきや広報等によりこころの健康づくりや相談窓口に関する周知を行っていく。	継続	広報等で相談先等の情報発信	広報等で相談先等の情報発信	広報等で相談先等の情報発信
④ 生きることの促進要因への支援	地域福祉課 障がい者支援G	こころの不調や生きづらさを感じている人からの相談に対し、障害者総合相談支援センターの相談支援員が電話等で対応するとともに、必要に応じて訪問等の支援を行います。	相談対応の情報把握の中で、自殺に係るリスクが確認された場合は、必要に応じて訪問等を行います。	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	自殺に係るリスクが迫ったケースに対応することがなかった。	順調	あらゆる場面でリスクが潜在していることを念頭に、有事には早急に対応することを目指す。	継続	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施	相談対応で自殺に係るリスクが確認された場合の訪問等の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	子どもたちが支援を求める声を発することができるよう、中学校において、年間計画に命の教育の授業を位置づけ、取り組みの推進を図ります。	各中学校の総合的な学習や道徳の年間計画の中に、命の教育の授業を位置づけるよう、校長会や研修担当者会、生徒指導協議会、人権教育担当者会などの会議や教職員研修の場を活用して周知を図ります。	・道徳や総合的な学習の年間計画の見直し ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	子どもたちが自他を大切に、命を大切にすることを育むための「命を大切に教育」に各小中学校で取り組むよう、取組の推進を図った。11月には、いじめ防止教科月間に合わせて、各学校での取組状況を把握した。	順調	今後も各校で取組が充実するよう、「命の授業」を継続して周知する必要がある。	継続	・市内小中学校内での命の教育実施成果の周知 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内3中学校での命の教育の取組成果の検証 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施	・市内3中学校全てで命の教育の取組実施 ・市内3中学校での命の教育の取組成果の検証 ・市内小中学校での三重県教育委員会から提供される教材等を使った命の教育の実施
⑤ SOSの出し方に関する教育の推進	学校教育課 教育研究G	小中学校へのスクールカウンセラーを活用した巡回体制により、児童・生徒、保護者、教職員への相談支援を行います。	市内14校すべての学校にSCを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなうことで、学校の支援体制を充実させる。	スクールカウンセラーの配置時間拡大	三重県教育委員会がスクールカウンセラーを亀山中学校区に560時間、中部中学校区に432時間、関中学校区245時間、教育支援センターに140時間配置した。また、市教育委員会より教育支援センターにカウンセラーを96時間、市内小中学校にカウンセラーを120時間分当した。三重県教育委員会の配置時間は、令和4年度と比べて全体で130時間の増であり、支援体制を充実させることができた。	順調	今後もスクールカウンセラーの配置時間が継続されるよう三重県教育委員会と連携しながら、体制を整備する必要がある。	継続	スクールカウンセラーの配置時間拡大	スクールカウンセラーの配置時間拡大	スクールカウンセラーの配置時間拡大

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1) 健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康づくりG	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診の機会を活用し、生活習慣病予防について周知啓発を行います。	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室や検診時に生活習慣病予防について周知啓発を行った。	順調	引き続き健康教室や検診時、健康づくりてびきを通して生活習慣病予防について周知啓発を行っていく。	継続	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発	健康教室等や検診時に生活習慣病予防について周知啓発
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康づくりG	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	健康づくりのてびきへ、受動喫煙、飲酒等の情報を掲載し、普及啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等により受動喫煙や飲酒に関する情報を掲載し、普及啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して受動喫煙や飲酒に関する情報を普及啓発していく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
① 生活習慣病予防の周知啓発	子ども未来課 母子保健G	喫煙と受動喫煙、飲酒、がん、薬物による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し、正しい知識の普及を図ります。	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害について、健康講座や母子保健教室等の様々な機会を活用し相談に応じていきます。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	喫煙と受動喫煙、飲酒による健康被害等に必要な説明を行った。 ・母子健康手帳交付時 345人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 28人 ・育児相談 386人 ・乳児全戸訪問 296人 ・幼児健康診査等 742人	順調	妊婦や胎児、乳幼児に与える喫煙や受動喫煙、また飲酒による健康被害についての理解を深めることができるよう正しい情報を発信していく必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等
① 生活習慣病予防の周知啓発	健康政策課健康都市推進G	生活習慣病に係る医療費が上昇する手前の若年層への年代へアプローチする手段として企業への周知啓発を行います。	令和5年度から開始するアプリ de ウェルネス推進事業において導入するアプリケーションを活用した健康経営支援制度を通し、市と事業者が一体となって、子育て世代や働き盛り世代などの若年層へアプローチすることで健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ります。	・健康経営支援制度の構築及び検討 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	亀山商工会議所と協会けんぽ三重支部との三者協定を締結した。健康経営支援制度の制度設計を行い、令和6年度の実施に向けた調整を行った。	順調	健康経営について事業者に向けたセミナーの実施や広報を行い、引き続き市内事業者に向けた若年層への周知啓発が必要である。	継続	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携	・健康経営支援制度の周知及び実施 ・通いの場等を通じたフレイル予防の普及啓発や健康相談、健康教育の実施 ・一体的な展開を図るため、庁内関係部署や関係団体との調整及び連携
① 生活習慣病予防の周知啓発	教育総務課保健給食G	家庭における健康管理に加え、小中学校における定期健康診断を実施し、適切な生活指導と子どもたちの健康増進に努めます。	定期健康診断後、結果を保護者へ通知し、学校と家庭で連携しながら健康管理を行い、健康増進する	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	第1学期に定期健康診断を実施し、診断結果を保護者へ通知した。	順調	健康診断の結果と主治医の診断が異なることがある。	継続	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知	・定期健康診断の実施 ・保護者に対する診断結果の速やかな通知
② 生活習慣病予防の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	市民課 国民健康保険G	生活習慣病の発症予防と早期発見のため、市民が受診しやすい特定健康診査と特定保健指導の体制を整え、受診率や実施率の向上を目指します。	ナッジ理論を用いた受診勧奨に努め、関係部署と連携、医師会等関係機関と協力し受診しやすい環境を整え、特定健康診査率及び特定保健指導実施率の向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果の提出者に対し、クオカード500円分を贈呈する取組を実施し、21件提供した。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進	・ナッジ理論を用いた受診勧奨 ・生活習慣病予防の推進

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1)健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	健康政策課 健康づくり G	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	受診率向上に向けてインターネット予約を導入した。ナッジ理論などを活用し受診勧奨を行った。	順調	引き続きインターネット予約やナッジ理論による受診勧奨を行い、受診率向上に努める。	継続	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	・インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨 ・健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	市民課 国民健康保険 G	健(検)診受診向上に向け、インターネット予約の導入やナッジ理論などを活用した受診勧奨、情報発信を行い、がん検診や特定健康診査、特定保健指導の受診率および実施率向上に取り組みます。	受診しやすい環境を整えるためにインターネット予約の導入の検討やナッジ理論を用いた効果的な勧奨通知の送付、また、様々な周知活動や関係部署との連携、医師会等関係機関の協力により積極的な情報発信を行い、実施率向上を図ります。	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	被保険者証の更新時及び窓口での加入手続き時にPRパンフレットを配布し、周知を行った。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討	・ナッジ理論を用いた効果的な受診勧奨の推進 ・コールセンターによる受診勧奨等 ・インターネット予約の導入検討
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	健康政策課 健康づくり G	各種健康教室や運動教室等の機会を通じ、健(検)診の周知啓発や、受診方法、健(検)診の重要性について掲載した健康づくりのてびきを全戸配布し啓発を行います。	健康づくりのてびきや広報等へ、健(検)診の重要性について掲載し、啓発を行います。	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや広報等を通して、健(検)診の周知啓発を行った。	順調	引き続き健康づくりのてびきや広報等を通して健(検)診の周知啓発を行っていく。	継続	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信	健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	市民課 国民健康保険 G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のため、国民健康保険被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康管理の促進に努めます。また、人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況を把握し再検査の受診勧奨を行い疾病予防に努めます。	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック192人、脳ドック192人を実施。	順調	引き続き有効な受診勧奨案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた勧奨方法を検討し受診率の向上に努める。	継続	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握	人間ドック・脳ドックの精密検査実施状況の把握
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	市民課 医療年金G	人間ドック・脳ドック事業を実施し、健康状態や普段気付きにくい疾患や臓器の異常などをチェックするきっかけを提供し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。	後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック・脳ドック事業を実施し、疾病の早期発見と早期治療及び疾病予防のための健康管理の促進に努めます。また、健診後の精密検査未受診者対策や個別指導等、ドック事業の効果的な取り組みを検討していきます。	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	人間ドック 30名 脳ドック 95名 健診受診率向上に向けてのワーキング開催 4回 精密検査対象者については電話等での状況把握に努めた。	順調	人間ドック等で重症化を防ぐため、精密検査未受診者を把握し、精密検査受診の向上に努める必要がある。	継続	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善	・人間ドック・脳ドックの実施 ・精密検査実施状況の把握 ・効果的なドック事業の取り組みの検証と改善
② 生活習慣病 予備軍の早期 発見、健 (検)診の 受診勧奨	市民課 国民健康保険 G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、その指導対象を後期高齢者の75歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	医療年金グループと連携して糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組むとともに、ハイリスク者への支援を強化します。また、医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施し対象者のQOLの低下防止を図ります。	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった人に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。食生活や運動等、生活習慣が改善され本人の意識改革につながった。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施	・指導対象の拡大(後期高齢者まで) ・連携会議の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5～8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (1) 健康の維持増進と疾病の早期発見

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	市民課 医療年金G	糖尿病重症化予防を図るため、医療機関との連携を図りながら国民健康保険事業での糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組みとともに、その指導対象を後期高齢者の75歳以降まで拡大し、ハイリスク者への支援を強化します。	糖尿病の重症化予防を図るため、77歳までの後期高齢者を対象に国民健康保険と継続性をもって糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。また、亀山医師会や医療センター等の関係機関との連携を図り、ハイリスク者への支援を強化します。	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施。	受診勧奨実施 14名 うち受診者 12名 個別保健指導実施 0名 糖尿病教室参加 1名 糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議 2回 事業の見直しを図り、糖尿病性腎症重症化予防事業プログラムの改定を行った。	順調	引き続き、関係者間の連携強化を図り、対象者の保健指導実施率の向上に努め、重症化予防に取組む必要がある。	継続	・国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施	国民健康保険Gと協働し、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施 ・医師会や医療センター等の関係者との連携会議を実施
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	引き続き中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行うとともに、胃がんへの理解促進を図ります。	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	中学校3年生へのピロリ菌尿検査、除菌費用の助成を行い、胃がんへの理解促進を図った。	順調	ピロリ菌検査で陽性となった16名のうち、年度内に助成申請があったのは5名であったため、陽性後、結果を放置せずに再検査等、受診が必要であることを周知していく必要がある。	継続	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成	・中学校3年生へのピロリ菌尿検査 ・陽性者への除菌費用の助成
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、他市等における先進事例の研究を行います。	国や県の制度を活用したがん患者への幅広い支援に取り組むとともに、先行市における事例の情報収集を行い、本市における事業展開について検討します。	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	ウィッグ等購入助成、若年世代のがん患者支援事業、骨髄移植ドナー支援事業について要綱を作成し3月29日付で告示を行った。	順調	市民や団体、事業所に向けて周知する方法を検討しスピード感を持ち周知を行っていく。	継続	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討	・国県の情報について広報等で情報発信 ・先行市における事例の情報収集 ・本市における事業展開の検討
② 生活習慣病予備軍の早期発見、健康(検)診の受診勧奨	健康政策課 健康づくりG	女性特有のがんを予防するため、女性のための検診日を設けるなど環境整備に努めます。	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施する。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設ける。	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	女性特有のがんである、乳がん・子宮がん検診を同時に実施できる女性のための検診日を設け、検診を実施した。また、同時に大腸がん検診も実施できるよう同時実施の日を設けた。	順調	定員に満たない日程もあるため、がん検診受診の再勧奨を行う等、検診の周知を行う必要がある。	継続	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施	乳がん・子宮がん・大腸がん検診を受診できる女性のための検診を実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (2) 介護予防の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	介護予防を推進するため、訪問型サービス、通所型サービスについて市の広報などで普及啓発を行うとともに、介護支援専門員への研修などを通じて、利用の促進を図ります。	鈴鹿亀山広域連合と連携し、市ホームページ等で普及啓発を行うとともに、事業対象者やケアマネジャー等に利用を促すよう周知を行います。	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	地域包括支援センターやケアマネジャーにサービス利用について周知を行い、サービス利用につなぐことができた。	順調	引き続き地域包括支援センターなどに依頼し、周知啓発を行う必要がある。	継続	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進	総合事業の事業対象者やケアマネジャー等に対する周知・利用の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	生活不活発によるフレイル(虚弱)対策として、行政情報番組やICTを活用した介護予防の取り組みを図るとともに、老人クラブ活動やサロン活動などの地域の生きがいづくりを支援します。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、自主活動団体に対し、介護予防活動が継続できるよう必要な支援を行います。	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	自主活動グループに対し、介護予防事業所等講師を派遣し、活動が継続できるよう支援した。	順調	自主グループの活動が継続できるよう引き続き専門的な講師の派遣を行う必要がある。	継続	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援	介護予防を自主的に取り組む団体の活動継続への支援
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者が生き生きと元気に過ごせるよう、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」を推進し、地域の元気な高齢者が活躍し、地域での暮らしを支え合う体制の構築、定着について支援します。	地域住民が互いに支えあう生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させるため、地域まちづくり協議会が行う「ちょこボラ」について、生活支援コーディネーターと協働して推進し、体制の構築、定着を図ります。	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	日常生活機能が低下した要支援者又は、チェックリスト該当者に対して、庭の草取りなど、対象者の居宅を訪問し、日常生活の困りごとなど生活の支援を行った。	順調	ちょこボラの定着を図るため、引き続き生活支援コーディネーターと連携し、推進していく必要がある。	継続	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築	生活支援コーディネーターと連携した「ちょこボラ」の推進・体制の構築
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の趣味、交流、自己研鑽の場づくりとなる各種講座や、シルバー人材センター等関係機関と連携し、豊かな経験を活かした高齢者世代の市民の就労支援により、高齢者の主体的な活動促進につなげます。	老人クラブ活動やサロン活動を支援するとともに、シルバー人材センターが行うタブレット操作方法の教室など事業を提供することによりシルバー人材センターの雇用創出に繋げます。	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	毎月スマートフォン教室と地域での教室を開催し、高齢者の介護予防に努めた。また、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、QOL事業を活用させ、介護予防の啓発に努めた。	順調	高齢者が支えられるだけでなく、高齢者を支える側として意欲を持って活躍してもらえよう、就労や社会参加ができる場の提供、高齢者同士の支え合い活動の創出などが必要である。	継続	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進	シルバー人材センターと連携した、高齢者の主体的な活動の促進
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援G	高齢者の居場所を広げるため、認知症カフェなどを地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。	認知症予防の通いの場を強化するとともに、認知症地域支援推進員がサロンや介護予防教室など地域の人が集まる身近な場所に「出張カフェ」として出向き認知症カフェの促進を図ります。	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	直営カフェは、認知症地域支援推進員中心で運営し、必要に応じて初期集中支援チーム等につなげる体制をとった。今年度は認知症サポート医の協力を得て、サポート医と気軽に話ができるカフェを開催した。	順調	より参加しやすい通いの場となるよう、高齢者の身近な地域での更なる活動が必要である。	継続	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進	・カナリアカフェの運営支援 ・認知症カフェの促進
① 介護予防の推進と支援	学校教育課 学事教職員G	コミュニティ・スクールによる地域と学校との世代間交流等の機会を通じて、子どもたちと高齢者が触れ合える機会づくりを進めます。	コミュニティ・スクール担当者及び委員等の研修の場を活用し各校の特色にあわせた世代間交流の機会(行事や取組)の計画、実施を促します。	・各校の取組内容を把握 ・校長会、研修会等で取組の実践を促す	学校運営協議会委員等を対象に、講師を招いて研修会を実施した。市内各校より合計43名が参加した。	順調	講演会方式で研修会を実施したが、参加者同士が交流できる機会も取りたい。	継続	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す	・各校の取組内容を把握 ・他校の取組や実践を校長会や研修会等で共有し、さらなる取組の充実を促す

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (2) 介護予防の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 継続 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 介護予防の推進と支援	地域福祉課 高齢者支援 G	高齢者の外出支援については、乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対しては、タクシー料金助成事業を継続実施します。	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで社会活動の促進を図ります。	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成し、社会活動の促進を図った。 交付者数 126人	順調	引き続き、高齢者の社会活動の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する必要がある。	継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続	乗合タクシーに乗りすることができない高齢者へのタクシー料金の一部助成の継続
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援 G	認知症の予防として脳の活動と体の運動を同時に行うコグニサイズなどを中心に認知症予防活動に努めます。	介護予防教室として、認知症のプログラムを取り入れ、認知症予防の推進に努めます。	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	介護予防教室として頭と身体を同時に動かすコグニサイズを開催し、認知症予防の推進に努めた。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防の取り組みを強化する必要がある。	継続	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催	認知症のプログラムを取り入れた介護予防教室の開催
② 認知症予防の推進	地域福祉課 高齢者支援 G	認知症を初期の段階で早期発見・早期支援するため、カナリアチーム（認知症初期集中支援チーム）と地域包括支援センターとが連携して認知症初期の支援体制の強化に努めます。	「認知症の相談はカナリアチームへ」と、認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性について市民へ周知するとともに、カナリアチームは認知症サポート医やかかりつけ医、認知症患者医療センターと連携し、適切に医療や介護サービスにつなげます。	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	定期的にチーム会議を開催し、会議での協議や医師からの助言をもとに支援活動を実施した。また、イベント等の機会に認知症に関するチェックや相談ブースを設置し、認知症の方の対応や認知症初期集中支援チームについての周知を行った。	順調	今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の高齢者を早期発見・早期支援し、適切に医療や介護サービスに繋げていく体制を強化する必要がある。	継続	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知	認知症の相談窓口や早期発見・治療の重要性についての市民へ周知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	市に企画調整する保健師を配置し、庁内関係部署間で情報や資源を共有し、横断的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。	企画調整する保健師が中心となり、庁内関係部署間で情報や資源の共有等のミーティングや勉強会などを定期的に開催し、横断的な取り組みを実施していきます。	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	一体的実施推進会議 12回 勉強会の開催 2回 Logoチャットや共有フォルダなどを活用し、会議だけではなく日常から情報共有できる体制を整えた。	順調	引き続き、効率的・効果的な取組みが一体的に実施できるよう情報共有を行うとともに、各担当者のスキルアップに努める必要がある。	継続	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討	・庁内関係部署の定期的な会議の開催 ・スキルアップのための勉強会の実施 ・各部署の事業の情報共有及び活用方法の検討
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	関係団体との連携強化を図り、課題を共有し共通の目的を持って、地域の実情にあった保健事業を効果的かつ効率的に展開していきます。	地域包括支援センター等の関係団体と地域の健康課題などの情報共有を図り、地域の実状や高齢者の状況に応じた支援ができる連携体制を進めていきます。	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施に向けての検討	地域包括支援センター保健師ワーキングへの参加 12回 基幹型地域包括支援センター職員の一体的実施連携会議への参加 地域包括支援センター保健師との介護予防教室の開催 2回	順調	引き続き、地域包括支援センターとの定期的な情報共有、情報共有や事業連携を行っていく必要がある。	継続	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施	・地域包括支援センターとの定期的な情報共有 ・支援や事業連携の実施
① 高齢者を支えるネットワークの強化	市民課 医療年金G	地域の高齢者の全体像を把握し、地域の医療関係団体等と包括的に地域の健康課題に取り組みます。	医師会や歯科医師会をはじめとした医療関係団体に健康課題等の情報提供を行い、連携強化に努めるとともに、包括的な事業に実施に取り組みます。	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	保健衛生懇談会等での一体的実施事業報告や医師会や歯科医師会・薬剤師会への情報提供や事業に関する相談などを積極的に行い、連携強化に努めた。	順調	健康課題に対して情報提供や相談等を行い、専門的な知見でのアドバイスを受け、事業連携を進めていくことが重要である。	継続	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進	・医療関係団体に対する事業の情報提供 ・医療関係団体が持つ専門性知見を活かした健康課題対策の推進
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないように接続し、重症化予防に取り組みます。	前期高齢者などの国民健康保険世代からの継続した健康支援を行うために後期高齢者の重症化予防事業を国民健康保険Gと連携し、実施します。	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	受診勧奨14名中、国民健康保険被保険者75歳到達者7名(後期高齢者医療制度への移行者) 国民健康保険Gと事業内容については常時連携し事業を進めた。 プログラムにおいても国保・後期が検討を重ね、協働し、改定を行った。	順調	事業対象者の拡充、効果的な保健指導の実施に向け、医師会・医療センターとの連携強化を進めていくことが重要である。	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ・健康課題に応じた重症化予防事業の検討
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 国民健康保険G	国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業が年齢により途切れることがないように接続し、重症化予防に取り組みます。	国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する人についても継続した健康支援を行うため、医療年金グループと連携し重症化予防事業(ハイリスクアプローチ)を実施します。	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・多剤服用対象者通知事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業において医療年金グループと連携し後期高齢者に移行した人に対しても個別支援を実施した。また、地域での被保険者を支える取り組みを推進するため庁内各部署との連携を図った。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 国民健康保険G	KDBシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	医療年金グループと連携し、KDBシステムより後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施します。	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	医療年金グループと連携し、KDBシステムを活用し、後期高齢者を含めた重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出し、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施した。	順調	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。	継続	医療年金グループと連携した重症化予防の取組を実施	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	KDBシステム等を活用して、健診・医療・介護等のデータを分析し、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな個別支援につなげます。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、低栄養防止・重症化予防の必要性のある者及び重複投与者等のリスク者に対し、相談・指導等の個別支援を実施します。	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者のうち、特に指導の必要性がある者に対し、医療専門職による相談・指導等の個別支援を実施。	重複多剤服用通知事業 国民健康保険被保険者75歳到達者通知対象者 21名 薬剤師・保健師等による保健指導実施者 5名	順調	国民健康保険Gと連携し、継続した事業を展開したが、抽出した対象者に対し、より効果的な指導を実施できる体制を検討する必要がある。	継続	・KDBシステムを活用した重症化予防・重複多剤投与等のハイリスク対象者の抽出 ・ハイリスク対象者への個別支援の実施	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施	・国民健康保険と連携し、健診・医療・介護データより重症化予防・重複多剤投与者等のハイリスク対象者を抽出 ・ハイリスク対象者については、個別のアプローチを実施 ・特に指導の必要性のある人に対しては医療専門職による指導を実施
② 高齢者に対するきめ細かな個別の支援の実施(ハイリスクアプローチ)	市民課 医療年金G	健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、適切な医療・介護等のサービスや保健事業へ接続します。	保健師等の医療専門職が健診・医療・介護情報等を活用し、健康状態不明者の把握を行うとともに、医療専門職による個別支援を行い、必要な医療や介護等のサービスへ繋がります。	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者にアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	健康状態不明者把握事業 対象者 127名 アンケート回収 51名 訪問実施者数 34名 必要に応じて対象者には地域包括支援センターや健診等のサービスに繋ぐ等の支援を行った。	順調	健康状態不明者については適切な支援に繋がるよう関係者間で必要な情報の把握や情報共有ができる体制を整える必要がある。	継続	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施	・KDBを活用し、健診・医療・介護の未利用の健康状態不明者を把握 ・健康状態不明者へのアンケート調査を実施し、健康状態を把握 ・フレイルハイリスク者に対し、医療専門職の個別支援を実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	地域福祉課 高齢者支援G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	サロン団体へ医療専門職を講師として派遣し、フレイル予防の普及啓発を行い、地域における介護予防の取り組みを促進します。	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	市民団体が実施するサロン等へ専門職を派遣し、フレイル予防の普及啓発を行った。 理学療法士 4回 管理栄養士 3回 薬剤師 3回 作業療法士 4回	順調	さらにサロンへの周知に努め、市民のニーズに合った企画を創設し、事業を進めていく必要がある。	継続	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発	医療専門職と連携した事業の実施 ・サロン団体への講師派遣 ・フレイル予防の普及啓発
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	関係部署が連携し、フレイルをテーマとした出前トークを実施した。 実施回数 23回 参加者数 339名 サロンへの講師派遣	順調	各団体などへわかりやすいチラシなどを活用するなど周知に努め、新規利用の増加を図る必要がある。	継続	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施 ・管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師等による健康教育の実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	健康政策課 健康づくりG	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施します。	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談を実施	保健師などの医療専門職が地域のサロン等へ出向き、フレイル予防の普及啓発を行うとともに、運動・栄養・口腔等の健康教育を実施した。	順調	健康教育を希望する団体は、過去にも依頼がある団体が多いため、新たな団体、地域へ介入していくことが課題である。	継続	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施	・出前講座(かめやま出前トーク)でのフレイル予防の講話等の実施 ・地域での健康教育・健康相談の実施

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 3 疾病予防と重症化予防の推進

施策の方向 : (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	あらゆる機会を通じ、フレイル状態にある高齢者等を把握し、保健指導等を行い、高齢者の生活機能の向上に取り組めます。	健康教育・健康相談の機会を通じ、フレイルチェック等を実施することで、フレイル状態の高齢者等を把握し、高齢者ひとり一人にあったアウトリーチ支援を実施していきます。 ※健康づくりG、高齢者支援Gと協働実施	・健康教育等での高齢者の質問票を活用したフレイルチェックの実施 ・フレイルチェックでハイリスクとなった人への個別支援の実施	質問票を活用したフレイルチェック回収人数 76人	順調	質問票を活用したフレイルチェックについては時間を要し、活用が難しい。フレイル状態の把握については、運用方法を検討する必要がある。	継続	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入。 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入。 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	先進的な取り組みを学ぶ機会を持ち、多職種が連携してフレイル予防を啓発します。	講演会や研修会等の場を活用し、フレイル予防について学ぶ機会を持ち、多職種が連携し、普及啓発に取り組めます。 また、庁内関係部署や地域包括支援センター等と連携し、地域住民へのフレイル予防の普及啓発に努めます。 ※高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・多職種連携研修会(地域医療課開催)でフレイル予防等の高齢者支援のテーマを導入 ・フレイルをテーマとした講演会等の開催	・多職種連携研修会での高齢者の課題となる服薬をテーマに薬剤師講師による研修会を開催(地域連携G) ・関係部署連携による協働開催 市民公開講座の開催 1回 109名 ミニ講演会の実施 2回 76名	順調	地域でのミニ講座についてはまち協単位で実施しているが、希望も少ない。関係部署間で協議し、より効果的な普及啓発に向けての取り組みを進めていく必要がある。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	市民課 医療年金G	高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等に取り組むために、幅広い媒体を活用した積極的な情報発信や意識啓発を行います。	広報・チラシ等の媒体を活用し、フレイル予防の普及啓発に努めます。 ※国民健康保険G、健康づくりG、高齢者支援G、地域連携Gと協働実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	関係部署間が連携し、フレイル予防の普及啓発に努めた。 広報9月号特集号掲載 フレイルチラシを作成、配布	順調	引き続き、関係部署間で効果的な普及啓発に向けて協議していく必要がある。	継続	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施	・庁内関係部署が連携し、フレイル予防の普及啓発を協働実施 ・フレイル予防の普及啓発を9月と2月に重点的に実施
③ 医療専門職による通いの場等への積極的関与(ポピュレーションアプローチ)	地域福祉課 高齢者支援G	地域の高齢者の支援者(地域包括センター等)と連携して、多角的に高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	地域包括支援センターと連携し、高齢者の生活の質の向上や社会参画を支援します。	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	出張カフェをその地域の担当圏域である地域包括支援センターと協働して開催し、体操など介護予防の普及啓発に努めた。 (年4回)	順調	引き続き地域包括支援センターと連携し、介護予防教室の普及啓発に努める必要がある。	継続	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発	担当地域包括支援センターと連携した介護予防の普及啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	多職種連携研修会などを通じて医療・介護関係者の顔の見える関係を構築するとともに、関係者がスムーズに情報連携できるようICTツールの利用促進を行い、効果的かつ効率的な多職種連携の強化を図ります。	ICTツールとしてバイタルリンクを活用することで日常的な連携をより効率的に行い、多職種間の連携強化及び連携時の業務負担を軽減します。	・ICTツール(バイタルリンク)継続運用 ・バイタルリンク加入状況の確認と課題の検討	令和5年度は合計276事業所がバイタルリンクを活用している。多職種間での業務が効率的に進むよう、バイタルリンクの活用を推進していく。 ・バイタルリンク新規登録事業所38事業所	順調	バイタルリンクの掲示板を活用し情報提供した内容が、事業所内で十分に共有されていないので、原因を調査し対応していく必要がある。	継続	ICTツール(バイタルリンク)継続運用	ICTツール(バイタルリンク)継続運用	ICTツール(バイタルリンク)継続運用
① 多職種への支援と連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療・介護連携を促進するため、多職種への相談支援、多職種のスキルアップを目的とした研修会の開催、医療介護の資源の情報提供など、多職種への支援を行います。	多職種からの在宅医療介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供や共有を行います。また、資質向上のための研修会を開催し、多職種への支援に努めます。	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会を開催し、医療介護関係者の相互理解や情報共有、顔の見える関係づくりの促進につながった。 ・多職種連携研修会 3回。	順調	研修会のテーマにより、参加する職種が異なることがあるため、研修会の構成を検討する必要がある。	継続	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会(年3回)	多職種連携研修会(年3回)
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別課題の解決などを目的とする地域個別ケア会議の開催に努め、民生委員・児童委員、介護支援専門員や地域代表者などと連携して個別事例の課題解決を図ります。	地域包括支援センターが困難事例等に対し、随時開催し、課題の発見や解決、地域レベルの課題として抽出も図ります。	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について協議を行い、課題解決に努めた。 (年7回)	順調	引き続き地域包括支援センターや民生委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題について検討を行う必要がある。	継続	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域個別ケア会議の開催(随時)	地域個別ケア会議の開催(随時)
① 多職種への支援と連携強化	地域福祉課 高齢者支援G	個別レベルの検討から把握された圏域レベルの課題を集約・分析し、地域の代表者や専門職を含めた「亀山市地域ケア圏域会議」を開催して解決すべき地域課題を明らかにします。	地域包括支援センターが地域レベルの課題について検討し、課題の解決や地域レベルでは解決出来ない課題等を抽出します。	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア圏域会議を開催し、地域レベルでは解決できない課題を抽出し、高齢者福祉推進協議会において、課題の解決に向け、必要な施策・事業の立案の実施に繋げた。 (年2回)	順調	市域の地域ケア会議では解決できない地域課題は、広域的な課題として解決を図っていく必要がある。	継続	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア推進会議の開催(年6回)	地域ケア推進会議の開催(年6回)
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考える機会となるよう、在宅医療や介護に関する情報を広く市民に提供するための講演会や出前講座等を行います。	各地域コミュニティセンターにおいて講演会を開催、在宅医療の積極的な周知啓発を行います。	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	庁内関係部署と協働しながら、地域のコミュニティセンター会場に積極的に出向き講演会等を開催し、在宅医療の周知啓発を行った。 ・市民公開講座 1回 ・地域でのミニ講演会 1回	順調	身近に在宅医療や介護を受ける人がいないと、関心がないことが多い。在宅医療が必要になる前から在宅医療・介護サービスについて情報発信を行う必要がある。	継続	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座	・講演会(地域コミュニティセンター) ・出前講座
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	どのような人生の最期を迎えたいか等について市民自らが考える機会となるよう、「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」の普及啓発に取り組みます。	市民に対しては、出前講座等の機会等を活用し、周知啓発に取り組みます。また、多職種に対しては、専門職としてのACPの知識向上、支える側の体制づくりを推進します。	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会 ・ICTを活用したACP連携の検討	講演会や会場周知啓発ブースにて、厚労省や市独自のパンフレットを活用しながら、ACPの啓発に取り組みます。	順調	在宅医療の周知啓発を行う中で、ACPの要素も取り入れながら継続した周知を行う必要がある。また、市民の相談に対応できるよう多職種に対しても研修会を開催し知識の向上に努める必要がある。	継続	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会	【市民啓発】 ・出前講座 ・講演会 ・広報 【多職種】 ・多職種連携研修会

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (1)多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施状況 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 在宅医療への理解促進	地域医療課 地域連携G	高齢者を支える家族や支援者などに向けて、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」や在宅医療・介護連携に関する相談先などの情報発信を行います。	在宅医療・介護連携に関する相談先の情報発信を行い、「かめやまホームケアネット」の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市広報特集号や市民講座の中で、「かめやまホームケアネット」の周知啓発や在宅医療・介護連携に関する相談先の情報発信を行った。 ・ 市広報特集号掲載(11月号) ・ 市民公開講座1回 ・ 地域でのミニ講演会 1回 	順調	在宅医療の周知啓発と同時に、継続した「かめやまホームケアネット」の周知啓発に努める必要がある。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山ホームページ(継続) ・ 市広報11月号掲載 ・ 出前講座の中での情報発信

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくり G	医療センターや亀山医師会、亀山歯科医師会との連携・協力体制により、日曜・祝日・年末年始や平日夜間時間外の応急診療体制を確保します。	業務委託契約を締結し、本市の応急診療体制を確保する。	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	計画通りに委託契約を締結し応急診療体制を確保した。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き応急診療体制の確保に努める。	継続	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結	・一次救急医療体制事業業務委託契約締結 ・年末年始歯科在宅医療対策事業業務委託契約締結
① 応急診療の実施	健康政策課 健康づくり G	市内医療機関との連携を強化するとともに、二次救急医療機関である鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、市立医療センターとの連携体制について、引き続き維持します。	鈴鹿市及び各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化する。	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
① 応急診療の実施	消防総務課 消防救急G	救命率の向上を目指し、市立医療センターと連携した救急ワークステーションの運用など、二次救急医療機関との連携強化を図るとともに、三重大学医学部附属病院への研修派遣などによる救急救命士の知識、技術向上等に努めます。	救急ワークステーションについて、現行の派遣型から常設体制への移行に関する部内検討を実施後、派遣先である亀山市立医療センターとの協議を行い、今後の方向性を決定します。また、地域メディカルコントロール協議会が開催する症例検討会への参加や三重大学医学部附属病院への研修派遣を行います。	・救急ワークステーション運用(月4回) ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・救急ワークステーション検証委員会開催(年1回以上) ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上)	救急ワークステーションの運用(48回)や地域メディカルコントロール協議会が主催する症例検討会(2回)へ参加し、医療機関との連携強化を図るとともに、救急隊員の知識、技術の向上に努めました。また、救急ワークステーション検証委員会を開催し、運用要領の見直しを行った結果、委員会を廃止することとなり、次年度以降は医療センターと消防本部がそれぞれで実習内容等の検証を実施することとなりました。	順調	救急ワークステーションの常設体制への移行については、現行の救急ワークステーションに係る運用方法等の見直しのみにとどまり、部内協議まで至らなかった。次年度以降、部内検討を実施後、派遣先である亀山市立医療センターとの協議を行い、今後の方向性を決定します。	継続	・救急ワークステーション運用 ・常設体制の部内検討、医療センターとの協議 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)	・救急ワークステーション運用 ・地域メディカルコントロール協議会症例検討会参加(年3回以上) ・三重大学医学部附属病院研修派遣(1名)
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくり G	市民への救急診療体制の周知と受診案内の充実を努めます。	広報やホームページで市民へ救急診療体制について周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	消防総務課 消防救急G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	救急医療情報システム案内窓口等を市広報誌、ZTV、消防本部のHPを活用して市民に周知します。	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	市広報誌(2回)、ZTV(1回)、消防本部のHPを活用し、「三重県救急医療情報センター」、「みえ子ども医療ダイヤル」など広域的な相談窓口の周知を行いました。	順調	令和5年の救急出動件数が過去最多となったことから、市民により伝わるよう、情報発信の提供方法を検討します。	継続	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)	救急医療情報システム案内窓口等の情報発信(市広報誌2回、ZTV1回、HP掲載内容確認)
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	健康政策課 健康づくり G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	ホームページ及び広報において周知啓発を行う。	ホームページ及び広報掲載	毎月広報かめやま16日号に「一次救急当番医」の掲載と市ホームページにおいて同様の情報発信に努め周知啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載	ホームページ及び広報掲載

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (2)救急医療提供体制の充実

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 救急時における相談窓口の周知・啓発等	子ども未来課 母子保健G	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	「三重県救急医療情報センター(059-229-1199)」、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」など広域的な相談窓口の周知を行います。	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	広報やホームページ、またチラシを活用し周知を行った。 ・母子健康手帳交付時 345人 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 28人 ・育児相談 386人 ・乳児全戸訪問 296人 ・幼児健康診査等 742人	順調	今後も継続し、関係機関と周知啓発及び情報提供に努める必要がある。	継続	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等	周知啓発の実施 ・母子健康手帳交付時 ・各種教室参加時 ・妊婦教室 ・育児相談 ・乳児全戸訪問 ・幼児健康診査等 等
③ 適切な受診行動の促進	消防総務課 消防救急G	応急手当に関する知識や技術、救急車の適正利用に関する普及啓発を行います。	市内全ての小学校(5年生以上)に対し、ジュニア救命士育成事業を実施するとともに、普通救命講習(心肺蘇生法やAEDの取り扱い)の指導者を養成するため、応急手当普及員講習を開催します。また、各種行事をはじめ、市広報誌等を通じて、救急車の適正利用に関する理解と協力を市民に広く啓発します。	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	応急手当に関する知識や技術の普及啓発のため、市内全ての小学校(550名)に対してジュニア救命士育成事業を実施するとともに、応急手当普及員講習を開催し、普通救命講習の指導者(52名)を養成しました。また、防火フェア、市広報誌(2回)、ZTV(1回)を通じて、救急車の適正利用に関する普及啓発を行いました。	順調	令和5年の救急出動件数が過去最多となったことから、救急車の適正利用の重要性が市民により伝わるよう情報発信の内容を検討します	継続	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)	・ジュニア救命士育成事業 ・応急手当普及員講習開催(年1回) ・救急車の適正利用に関する広報等(イベント1回以上、市広報誌2回、ZTV1回)
③ 適切な受診行動の促進	健康政策課 健康づくりG	迅速な救急活動に役立てるため、救急医療情報キットの更新の呼びかけを行います。	広報にて周知を行います。	広報掲載	広報かめやま10月16日号にて「救急医療情報キット」の紹介記事を掲載し周知を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	広報掲載	広報掲載	広報掲載
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市民に身近なかかりつけ医を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、市民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。	各病院と情報共有及び協議を行い、連携を強化し、市民に適切な医療が提供されるよう医療機能連携を行う	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図った。	順調	引き続き協議会への出席を行い、情報共有と連携強化を図っていく。	継続	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席	鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会出席
④ かかりつけ医等の普及啓発	健康政策課 健康づくりG	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を進めます。	市が主催するイベント等で、かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発を行う	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	令和5年9月14日に救急医療市民講座を実施し普及啓発を行った。	順調	令和6年度も救急医療市民講座を実施し普及啓発を行っていく。	継続	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発	救急記念行事にてかかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及啓発

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (3) 市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	公立医療機関として、公益性を確保し、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	公営企業である公立病院は、独立採算が原則であり、健全で自立した経営基盤を確立する必要があるため、合理的かつ効率的な病院運営に努めます。	・安定的な収益の確保 ・給食業務委託、寝具等管理事業等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	令和5年度も新型コロナウイルス感染症対策や感染患者の受入に積極的に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等の収益を確保することができた。また、滋賀医科大学と連携し診療体制を拡充したことにより、医療収益が増収となった。支出については、委託料の仕様内容の見直し等により経費を削減し経営の健全化を図った。	順調	新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金等が令和6年度以降は廃止されることから、より安定的な収益を確保する必要がある。支出については、人件費の上昇や原材料費等の高騰もあるため、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容を見直す等、経費の削減に努める必要がある。	継続	・安定的な収益の確保 ・医事業務委託等複数年契約の委託業務等の見直しによる費用の削減	・安定的な収益の確保 ・LED化による光熱水費等の費用の削減	・安定的な収益の確保 ・LED化、節電による光熱水費等の費用の削減
① かかりつけ医等の普及啓発	病院総務課 病院総務G	安定的な医療提供のため、医師や看護師の確保に努めるとともに、老朽化した施設の整備及び医療機器の更新を計画的に実施し、市立医療センターの機能強化を図ります。	安全・安心の医療を提供するため、医師を始めとする医療従事者の安定確保に努めるとともに、老朽化した施設・設備及び医療機器の更新については、状態や必要性、また、費用や財源等も検討のうえ計画的に実施し、機能強化を図ります。	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の設計・契約 ・医療機器の更新計画の策定	滋賀医科大学や三重大学等と連携を強化することにより、医師の安定確保に努めた。エレベーター改修工事については契約を締結した。医療機器の更新については、現状を把握し、更新計画を策定し、高額医療機器を令和6年度に更新することとした。	順調	安定した医療を提供するためには、医師のみでなく薬剤師や臨床検査技師等の人材確保に努める必要がある。	継続	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・エレベーター改修工事の施工 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新	・医師を始めとする医療従事者の安定確保 ・緊急性の高い工事の実施 ・医療機器の更新計画に基づき、老朽化した医療機器の更新
① 公立病院としての展開	病院総務課 病院総務G	県の地域医療構想を踏まえながら、地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。	総務省が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、県の地生かした機動的かつ柔軟な病院運営を行うことにより、経営の健全化を図ります。	亀山市立医療センター経営強化プランの策定・推進	令和6年3月に「亀山市立医療センター経営強化プラン」を策定した。	順調	「亀山市立医療センター経営強化プラン」で設定した目標値が達成できるよう、人材の安定確保や経営の健全化に取り組む必要がある。	継続	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	亀山市立医療センター経営強化プランの推進	亀山市立医療センター経営強化プランの推進
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	在宅医療の後方支援病院として、地域包括ケア病床を活用した在宅復帰やレスパイト入院による在宅療養者及び介護者の支援など、在宅医療を推進します。	退院後も自宅で安心して療養できるように多職種と連携し、自宅療養のための環境を整える等入退院支援の充実に取り組みます。	・地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ ・多職種と連携した入退院支援	レスパイト入院についての周知及び調整を円滑に進めるためにパンフレットを作成し、市内居宅介護支援事業所に配布し周知を行い、運用について正しく理解してもらうことができた。	順調	転院受入れ前患者の事前面談は必要性が高い一部患者にのみ実施となった。面談数を増やす必要がある。	継続	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ	地域包括病床を活用したレスパイト入院の受入れ
② 地域医療機関との連携強化	地域医療課 地域連携G	地域の医師会や医療機関との連携を図り、市民の医療ニーズに対応できる医療の提供体制の充実に取り組みます。	近隣の2次3次医療機関や地域の医師会と連携を図りながら、医療センターの機能を活用した医療の提供を行います。	・2次3次医療機関や医師会との連携 ・医療機関間での連携調整	地域医療構想調整会議を踏まえながら、地域包括ケア病床を利用して、2次3次医療機関から回復期の患者の転院を受入れ、リハビリテーション治療や在宅調整を行い在宅復帰に繋いだ。また、ゴールデンウィークや年末年始などの医療機関が長期連休時には臨時診療を行い地域医療体制の充実を図った。	順調	地域包括ケア病床の利用率が高くなるに従い、2次3次医療機関からの転院依頼に対して速やかに対応することが難しく待期間が生じている。	継続	2次3次医療機関や医師会との連携	2次3次医療機関や医師会との連携	2次3次医療機関や医師会との連携
② 地域医療機関との連携強化	病院総務課 医事G	亀山医師会や地域医療機関との連携強化と役割分担によって、24時間365日の救急医療体制の充実強化を図ります。	亀山医師会等と連携・協力し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を引き続き実施するとともに、救急告示病院として救急医療体制の充実を図ります。	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	亀山医師会等と連携・協力し、夜間時間外及び日曜日・祝日の応急診療を実施した。医療センターは二次救急だけでなく、一次救急としての時間外の応急診療を240回、日曜日・祝日の応急診療を7回実施した。また、他医療機関との連携により、応急診療時の医師確保に努めた。	順調	医療センターのみでは医師の確保が困難であるため、関係医療機関等と連携した医師確保を継続する必要がある。	継続	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保	・亀山医師会や地域医療機関との連携による救急対応 ・救急に対応する医師等の確保

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 4 地域医療体制の充実

施策の方向 : (3) 市立医療センターを核とした地域医療の深化

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 継続の状況	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくり G	市立医療センターの医師を確保し、地域医療に貢献する研究や調査を行うため、三重大学との亀山地域医療学講座を継続します。	三重大学に寄附講座を設置し、医師の安定的な確保を行います。	寄附講座更新	寄附講座を設置し、医師の安定的な確保を行い、市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、寄附講座を設置していく。	継続	寄附講座更新	寄附講座更新	寄附講座更新
③ 大学との連携による講座の活用	健康政策課 健康づくり G	市立医療センターの整形外科医師を確保し、フレイル(虚弱)やロコモ(運動器症候群)等の運動器疾患に対する診療・研究・啓発を行うため、滋賀医科大学とのスポーツ・運動器科学共同研究講座を新たに開設します。	滋賀医科大学と共同研究講座設置協定を締結する。	協定継続	共同研究講座設置協定を締結し、医師の安定的な確保を行い、市民公開講座を開催するなど市民の安心・安全に配慮した医療を提供できた。	順調	今後も継続的に医師の安定的な確保を図るため、市、市立医療センター、大学3者の連携を密にしていきたい。	継続	協定継続	協定継続	協定継続

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 感染症予防のための普及啓発	健康政策課 健康づくりG	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策ができるように周知します。	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	広報にて、3回感染症対策に対して啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発	ホームページ、広報等適切な媒体にて市民に周知啓発
① 感染症予防のための普及啓発	教育総務課 保健給食G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発する。	各小中学校への情報等の周知	三重県教育委員会や亀山医師会等からの感染症対策に関する情報等について、各小中学校へ周知を行った。	順調	感染症の動向は変化が早く、速やかな対応が必要である。	継続	各小中学校への情報等の周知	各小中学校への情報等の周知	各小中学校への情報等の周知
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課 子ども総務G	国の指針を踏まえ、県や鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や保育所・小中学校などの関係部署と連携し、感染症に関わる情報や適切な感染対策について周知啓発します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関や小中学校などの関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関わるさまざまな情報共有を行います。	・毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	関係機関や小中学校などの関係部署と連携し、毎月開催される園長会議等を活用して、感染症対策に関わるさまざまな情報共有を行った。	順調	今後も継続した感染症対策を行うために、毎月開催される園長会議等を活用した情報共有を行う必要がある。	継続	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有	毎月開催される園長会議等を活用した感染症対策に関する情報共有
① 感染症予防のための普及啓発	学校教育課 教育支援G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、啓発する。	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	場や状況、児童生徒の発達段階に応じた手洗い、うがい等の感染症予防対策を教育活動全体を通じて行うよう各学校へ指導・助言を行った。	順調	継続して取り組む	継続	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等	周知啓発の実施 ・手洗場等に手洗いの方法を掲示 ・保健たより等
① 感染症予防のための普及啓発	子ども未来課 子ども総務G	園児・児童・生徒の年齢に応じた手洗い、うがい、咳エチケットなどの指導を行い、集団発生を予防します。	県、鈴鹿保健所や医療機関等の関係機関等と連携し、幼少期から、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行います。	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	保育所等において、病気を予防するための手洗い、うがい、咳エチケットなどの健康な生活に必要な基本的な習慣を身につけさせるための指導を行った。	順調	引き続き指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導が必要である。	継続	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導	指導計画に基づく各年齢児に応じた感染症予防のための手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な生活習慣の指導
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組みとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組みとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と予防接種について契約を結び、定期予防接種の機会の提供ができるように整備を行った。	順調	課題・問題点は特になし。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	亀山医師会と連携して定期予防接種の接種体制を整備し、適切な定期予防接種の機会を提供に取り組むとともに、対象者への積極的勧奨を行います。	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	亀山医師会と連携し定期予防接種を実施した。対象者には個別の通知を送付し、積極的な勧奨を行った。	順調	今後も継続し亀山医師会と連携し定期予防接種事業を適切に進め、感染症予防に繋げていく必要がある。	継続	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知	・亀山医師会と連携し定期予防接種を実施 ・対象者への通知
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、窓口等での市民への直接的な接種勧奨に努めます。	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	かめやま出前トークで2回で感染症予防や予防接種について情報提供を行った。	順調	引き続き、広報やホームページを活用するほか、かめやま出前トークや出前講座など地域での情報提供を行う。	継続	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う	・地域の教室や出前講座で感染症予防について周知を図るとともに予防接種の情報提供を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、健康講座や母子保健教室などの機会を利用し接種勧奨に努めます。	市の広報やホームページ等を活用した周知啓発のほか、個別通知や幼児健康診査時に接種状況を確認し、未実施分について接種勧奨を行います。	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・対象者には個人通知を送付し積極的な勧奨に努めた。また健康づくりのてびき、広報紙等で広く情報発信に努めた。また、幼児健康診査時や育児相談時等に接種状況を確認し未実施の方については接種勧奨を行った。	順調	今後も継続して市広報、ホームページで周知啓発及び対象者には個別通知を行う。また引き続き、接種時期が到来しているが忘れていた事のないよう、幼児健康診査時等に接種状況を確認し接種勧奨を行っていく必要がある。	継続	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨	・広報等啓発 ・個別通知 ・幼児健康診査時の接種勧奨
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行う。	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	市内医療機関28か所にポスターを掲示した。	順調	課題・問題点はなし。	継続	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う	・市内医療機関等に接種についてポスター掲示等で周知啓発を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、MR2期定期接種未接種者への積極的な接種勧奨を行います。	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	対象年齢の児には接種案内及び個人通知を行った。また、MR2期については、保育園・幼稚園に協力依頼をし、連携して接種勧奨を行った。	順調	今後も、保育所、幼稚園などの関連部署との連携を図り進めるが、接種に応じない人が毎年一定数存在することや、忘れていたことがないよう周知を行っていく必要がある。	継続	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨	・個人通知(対象年齢到達の毎年4月頃) ・接種案内の配布(年数回) ・園と連携した接種勧奨
② 地域での流行の防止	子ども未来課 子ども総務G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供します。	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	感染症予防推進のため、保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うとともに、未接種者の保護者等に対し予防接種案内等の通知文書を配付することにより周知啓発の機会を提供した。	順調	今後も保育所等の園長会議を通じて、予防接種や感染症対策に関する情報共有を行うことが必要である。	継続	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供	・毎月開催される園長会議等を活用した予防接種や感染症対策に関する情報共有 ・保育所等を通じた未接種者への通知文書配付による周知機会の提供

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (1) 感染症の予防推進

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				年度計画	年度未実施 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
② 地域での流行の防止	教育総務課 保健給食G	予防接種や感染症対策に関する情報提供や、保育所、幼稚園などの関連施設との連携を図り、未接種者への周知啓発を行います。	感染症に関する情報提供や衛生資材の配布を行う。	各学校への衛生資材の配布	手指消毒用のアルコールや手洗い用の泡石けん、マスクや健診用ゴム手袋等を各学校へ配布した。	順調	新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類相当から5類へ移行し、日常の対策が変わってきたことから、消毒用アルコール等の使用量が減少している。	継続	各学校への衛生資材の配布	各学校への衛生資材の配布	各学校への衛生資材の配布
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、高齢者肺炎球菌(定期接種外)、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、高齢者肺炎球菌(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	インフルエンザ330人(1回目のみ計上)、高齢者肺炎球菌260人、帯状疱疹生ワクチン111人、不活化ワクチン638人(1回目のみ計上)の予防接種について費用の一部助成を行い、感染予防、重症化予防につなげた。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、高齢者肺炎球菌(定期接種外)、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)に加え、新たに帯状疱疹の予防接種について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげます。	インフルエンザ、おたふくかぜ、DPT、MR(定期接種外)、水痘(定期接種外)について、費用の一部助成を行うことで、感染予防につなげていく。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	健康づくりのてびき、広報等での情報発信・任意予防接種の一部助成の実施を行った結果、接種することにより病気になるにくくなり、実際に感染症にかかるよりも症状が軽くなることやまわりの人に移すことがないなど市民の健康の保持に繋がった。	順調	今後も健康づくりのてびき、広報等での情報発信や任意予防接種の一部助成を継続して実施し、感染予防に繋げていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・任意予防接種の一部助成実施
② 地域での流行の防止	健康政策課 健康づくりG	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	ホームページに予防接種の意義について記載した。予診票裏面に副反応について記載し啓発を行った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う	・予診票の内容を確認し、裏面の注意書きや広報、ホームページなどで、副反応についての周知を行う
② 地域での流行の防止	子ども未来課 母子保健G	感染症に関する情報を発信するとともに、予防接種の意義や副反応などについての周知啓発を行います。	感染症に関する情報を、広報やホームページで発信を行う。また、対象者に個別に郵送にて周知を図る。	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	対象者には個人通知を送付し積極的な勧奨に努めた。また健康づくりのてびき、広報紙等で広く情報発信に努めた。	順調	今後も、健康づくりのてびき、広報等での情報発信や対象者への積極的な勧奨を行っていく必要がある。	継続	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知	・健康づくりのてびき、広報等での情報発信 ・対象者への個人通知

亀山市健康まちづくり計画実施計画(計画期間:令和5~8年度)

施策大綱 : 5 感染症対策の推進

施策の方向 : (2) コロナ禍からポストコロナ時代への対応

施策の方向	取組部署 担当課G	取組概要	具体的取組 (R5-R8)	令和5年度					令和6年度	令和7年度	令和8年度
				年度計画	年度未実績 (具体的な取組の状況)	評価	課題・問題点	方向性	年度計画	年度計画	年度計画
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくり G	県や鈴鹿保健所との連携のもと、新型コロナウイルス感染症対策本部を核とした全庁体制により、国の方針を踏まえた適切な対策に取り組みます。	感染症法の改正により、令和5年5月8日をもって市対策本部は解散したが、状況に応じてホームページや広報等、適切な媒体で市民への周知を行います。	状況に応じてホームページ等での情報発信	定期接種などの情報についてホームページでの周知を行った。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	病院総務課 医事G	新型コロナウイルス感染症の拡大抑止のため、市立医療センターにおける発熱外来やPCR検査などの診療検査体制の強化を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の方針等を注視し、県等の関係機関と連携のもと、状況に応じた診療・検査体制の強化を図ります。	・発熱外来やPCR検査等の診療・検査体制の維持 ・新型コロナ等の感染症に対応した外来及び入院体制の運用	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、発熱外来は終了したが、PCR検査等の検査体制は維持しつつ、風邪症状のみとしない原因不明の症状を専門とした原因不明外来を設置した。また、県が指定する重点医療機関として感染者の受入れのための確保病床を4床確保し、24名の患者を受け入れた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	新型コロナウイルスワクチン接種室	国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めます。	国の方針に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を進めるため、亀山医師会をはじめ、関係機関との連携、協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種を総合保健福祉センター「あいあい」及び市立医療センターにおいて実施し、接種体制を確保します。	・総合保健福祉センター「あいあい」での集団接種 ・市立医療センターでの個別接種 ※令和5年度末にて終了予定	国等の方針を踏まえ、亀山医師会との連携を図りながら、全庁的な体制により新型コロナウイルスワクチン接種を進めることができた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、定期予防接種対象とし、接種体制を整備した上で、地域での流行防止に努める。	達成			
① 新型コロナウイルス感染症対策の徹底	健康政策課 健康づくり G	適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めます。	ホームページにおいて、正確な情報を発信する。	ホームページにて周知	適切な情報管理のもとで、正しい情報周知を図ることで、風評被害や誹謗中傷が発生しないよう努めた。	順調	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、制限の緩和等がみられることから、感染症全般への対策として行う。	達成			
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくり G	基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図ります。	国や県の情報を常に注視し、市民へ周知します。	ホームページにて周知	基本的な感染防止対策が一層浸透するよう、多様な媒体を活用した情報発信と機会を捉えた情報提供による市民の意識醸成を図った。	順調	課題・問題点は特になし。引き続き情報発信に努める。	継続	ホームページにて周知	ホームページにて周知	ホームページにて周知
② ポストコロナ時代への対応	健康政策課 健康づくり G	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めます。	県や鈴鹿保健所等の関係機関と連携強化に努め、保健師は感染症に関する研修会などに積極的に参加し最新の情報の収集に努める	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	新たな感染症が発生した場合に備え、県や鈴鹿保健所など関係機関と連携強化を図るとともに、対策の核となる人材である保健師の育成・充実に努めた。	順調	課題・問題点はなし。引き続き、県や鈴鹿保健所等との関係強化に努め、研修会などに積極的に参加していく。	継続	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得	・関係機関との連携強化 ・研修会での保健師の知識習得